

Title	『烏臺筆補』訳註稿 (4)
Author(s)	沖田, 道成; 加藤, 聰; 高橋, 文治 他
Citation	内陸アジア言語の研究. 2006, 21, p. 129-181
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/17959
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

『烏臺筆補』訳註稿(4)

沖田道成 加藤 聰 高橋文治
向 正樹 山本明志

元・王惲撰『秋澗先生大全集』(以下『秋澗集』と略す)巻86・『烏臺筆補』4・第二十三番目から、同書巻87・『烏臺筆補』5・第三番目の案件まで、その全文に日本語訳と註釈とを付す。

86-23 論撫治川蜀事状

(「国朝」で空格)

宋人以川蜀為左臂，謂其控制荆吳上流。恃□□所重者，迄今奄有垂五十年，殆天之所以資 国朝也。比年以来，雖行臺院，然未聞境土外拓，戸口内増，蓋經略撫治，未得其人故也。以某愚見，若有能招集流亡，和誘諸羌，訓農積穀，通商惠工，興起伏利，撫存遺黎，文武才幹，忠義方略者，擢以不次，許於要害城邑，令一切從便行事。自非辺城，可併者併，其差稅課程，權閣三年。行有實効，使世守其土。外扼諸蛮君長，如能率衆内徙，亦仰依上施行。軍前虜獲生口，不許贖売。(將)有夫婦及男女成丁者，配合作戸，官為給田，每歲量納本主稅石。如此待以歲月，完實富庶，以俟他日順流東行之挙。猶愈守駐，寨柵崎嶇山谷間，徒費錢糧，終無所益，取困弊而已。

【訳】 川蜀を治めることを論じる意見書

南宋が川蜀の地を左腕と呼ぶのは、この地が呉や楚の地を上流でおさえているからである。この要害の地をご公家が五十年近くも領有しているのは、わが

朝廷に天が味方しているからだろう。

近年来、川蜀に出先機関をつくったものの、領土の拡大、戸数の増加がまだ聞かれないのは、軍事・内政において、有能な人物を登用していないためではあるまいか。わたくしがおもうに、流浪しているものをあつめ、周辺の羌族を招き寄せ、農業をおしえて穀物を蓄えさせ、商人を通わせ工人を優遇し、眠っている利益を掘り起こし、民をいたわり慈しみ、文武の能力あるもの・忠義心をもち、はかりごとに優れるものがいれば、序列を越えて抜擢し、要害の城市の責任者としてすべてを自由に裁量させ、上級の監督から除外させる、辺境の地ではないのだから、併合可能な城市は併合し、差税・課程を三年間免除させる、もし効果があれば代々その土地を任せる、というのはどうだろう。

そのほか周辺諸民族の首長については、もし集団を率いて漢地にやってくれば、同様に取り扱う。前線で獲得した人間については売買を禁止し、夫婦や成人の男女がいれば、それらで一戸を形成させ、官側が田を与え、毎年その戸主にしかるべき税額を納めさせる。このようにしてしばらく待てば、蓄えは増えて豊かになるであろうし、将来四川から東方の南宋を攻略するのに備えることになるだろう。

ただ軍事施設やけわしい山中にぐずぐずと駐屯しているだけでは、軍糧・資金を浪費してしまい、結局は有利なことは何もなく、疲弊するだけである。

【註】 ●川蜀—当時四川方面は、サイド=アジャツル=シャムス=アッディーンが「陝西五路西蜀四川行尚書省事」として担当していた。本案件において王惲が「未得其人故也」というのは、実質的にはこのサイド=アジャツル=シャムス=アッディーンを批判するものかもしれない。86-1の「川蜀未得其人」の註参照。

●宋人以川蜀……荆吳上流—たとえば、南宋・陳亮『龍川集』巻5「曹公」は、曹操を論じて「蓋し、蜀漢は天下の右臂なり。江東は天下の左臂なり。安んぞ人の其の右臂を断ちて左臂の能く全きもの有らんや」という。そのほか南宋・真徳秀『西山文集』巻3・対越甲藁・奏筭二等にも同様の議論が見え、長江の上流・

下流を右臂と左臂に譬えて四川の重要性を説く議論は南宋でも行われたようである。なお、本案件にいう「上流」は「川蜀」を指しており、ここは「控制荆吳於上流」の意であると考えて解釈した。 ●恃□□所重者—『四庫全書』本は「恃形勝所重者」と校訂する。 ●行臺院—『元史』卷5・世祖本紀2・中統四年(1263)七月壬寅の条に「成都經略司を以て西川行院に隸せしむ」とあり、行樞密院が四川にも置かれていたことが確認できる。しかし、四川方面に行御史臺が置かれた記述は『元史』には見えない。 ●諸羌／諸蛮—「羌」は、古来様々な異民族について述べる際に使用されてきた、漢民族側の他称。宋・金代における用例は多いものの、元代では対南宋戦以降、次第に用例は減っていく。「諸羌」が内附して、それらの自称が知られるようになり、「羌」の語を用いる必要が無くなっていくからであろう。『牧庵集』卷20「少中大夫叙州等処諸部蛮夷宣撫使張公神道碑」では、成都西南部の碉門・魚通のチベット系諸民族を「羌」と呼び、叙州路の南・戎州の都掌蛮を「蛮」と呼ぶことから、おおよそ西川西部高原地帯のチベット系諸民族を「羌」、西川東南部の非漢民族を「蛮」と総称していたと考えることができる。本案件の後半部で「諸蛮君長如能率衆内徙」と言っているものは、南宋領内の非漢族を指して言うのではあるまいか。 ●訓農／通商惠工—『春秋左氏伝』閔公二年にみえることば。 ●擢以不次—「次」は、順序、の意。この四字で、序列を越えて抜擢する、の意。 ●従便行事—「便宜行事」と同じ。宋・趙昇『朝野類要』帥幕・安撫の条に「安撫の権、以て便宜に行事す可く、俗に、先に施行して後に奏す、と謂うが如きの類は是なり」という。「便宜行事」とは、「先に施行して後に奏す」ことを許可する勅命を受け、上司の裁可を受ける前に便宜的に執行することをいう。 ●自非辺城可併者併其差稅課程權閣三年—王恂は同様のことを、京兆に関しても提案している。85-14の「限以三年免徵差賦」の註参照。「權閣」は、仮に免除すること。「閣」は「擱」。 ●(將)有夫婦—原文では「有夫」は双行の小字。他の文字が衍字である可能性もあるが、ここでは「將」字を衍字と考えた。 ●量納本主稅石—「量納」はランクに応じて納めること。「本主」の「本」は、指示詞。

「主」は、「良」「賤」と言うときの「良」と同意。 ●猶愈—『秋澗集』卷45「答客問」に「舟に刻みて劍を求め、株を守りて其の兎を待つに猶愈せざらんや」とあるように、「猶愈」は「猶予」「猶与」と同義の双声語。

86-24 論普加諸王爵号事状

古者封爵，或以土地，或以勲賢，然往往遥領，不有其土。未若我朝，天恩曠蕩，均同雨露，实有其封，以供湯沐。其未加王者，合無推恩普議，及依制頒降印綬，使名实両全，以篤親親之義。

【訳】 諸王にあまねく爵号を与えることを論じる意見書

いにしへの封爵は，土地を与えることもあり，文武の功勞者に与える場合もあったが，おおむね「遥領」であり，土地を領有させることはなかった。わが王朝のように，ご公家の恩徳が広大で，雨や露と同じように万物をうるおし，実際に封土というものがあり湯沐邑として与える，などということはなかったのである。いまだ王号が与えられていないものについては，カアの恩寵をあまねく及ぼして，印璽の制度にしたがって印章をお与えになり，名と実とを完備させることが，親族を慈しむ道であろう。

【註】 ●諸王—本案件は，表題に「論普加諸王爵号事状」といい，末尾に「篤親親之義」という点から見て，チンギス=カンの後裔たる「諸王」に「国邑之名」の付いた王号をあまねく与えるべきことを説くものと思われる。ここにいう「諸王」とは，したがって，『元史』卷5・世祖本紀2・至元元年(1264)七月庚子の条に「諸王は皆太祖の裔なれば，みな積して問わず」という場合の「諸王」，すなわち，『元史』卷108・表3・諸王表に「元の興こるや，宗室・駙馬は諸王と通称せらる。歳賜の頒，分地の入は，夫の展親の義を尽くす所以にして，亦た優にし

て且つ渥し。然れども、初制は簡朴にして、位号は称(かな)う無く、惟だ印章を視て、以て軽重を為す。厥の後、遂に(王号としての)国邑の名有り、而して賜印の等は猶お前日のごとし」と説明される「諸王」をいうだろう。中国風の「王号」を正式に与えられていない王族については、一種の称号のように、これを便宜的に漢語で「諸王」と呼んだのである。 ●未若我朝天恩曠蕩—「我朝」「天恩」ともに、本来空格もしくは改行平出すべき語。 ●依制—「制」は「制文」ではなく「制度」の意とした。『中堂事記』巻中・中統二年(1261)五月九日庚午の条(『秋澗集』巻81)には、王暉自身が諸王の印の制定に関わったことが記される。つまり「皇弟摩哥大王の世子昌童(Shangtung)、永寧王に封ぜられ、仍お父王の玉宝を改めて金印と為し、暉に命じて古今の諸侯王印制を討論せしめ、遂に紐を製りて駝と為し、三臺を作し、其の文は曰く永寧王印と」という記事である。本案件で「制」として意識しているのは、かつて自分が関わったこの「印制」であろう。なお、摩哥(モゲ Möge)大王とは、『元史』巻107・宗室世系表にいう末哥(トゥルイの第九子)であるが、ラシード=ウッディーン『集史』(J. A. Boyle, *The Successors of Genghis Khan*, Columbia University Press, 1971, p. 162)では第八子とする。 ●印綬—『元史』巻108・表3・諸王表によると、諸王に与えられる印には6ランクあり、上から①金印獸紐 ②金印螭紐 ③金印駝紐 ④金鍍銀印駝紐 ⑤金鍍銀印龜紐 ⑥銀印龜紐である。このような印制の確立は、上註のごとく中統二年五月頃と思われるが、一方、王号と印・分地の不整合はその直後からすでに見られ、たとえば、アリク=ブケ派についていた諸王が投降後クビライから王号・印・分地を与えられた時、その措置はまちまちであった。たとえば『元史』世祖本紀によると、ウルンタシュは至元元年七月壬辰に印を与えられ、三年三月辛巳に衛輝路の分地を与えられたが王号がなく、ウルクタイは至元二年二月戊申に河間王の印を与えられ、至元五年六月己酉にシリギは河平王に封じられ王印を与えられた、という。また、『元史』巻5・世祖本紀2・中統三年夏四月戊申の条に「諸王也相哥(イエスング Yesūngge—チングスの弟ジョチ=カサルの子)に金印を賜う」、同至元元年7月庚寅の条に「諸王也速不花(イエス=フカ

Yesü-Buqa — オゴデイの子コデンの孫か Boyle, p. 20)に印を給す」とあるように、王号を伴わずに印が与えられた場合もあった。このような不統一が、本案件を提出した王暉の念頭にあったのではあるまいか。 ●親親之義—『毛詩』小雅・鹿鳴之什「伐木」序のことは、「親を親しみ以て睦まじく、賢を友として棄てず、故旧を遺(わす)れざれば、則ち民徳厚きに帰す」という。

86—25 論戦士有功遷加官賞事状

(「国家」で空格)

士須以氣作氣，因利以銳，而官爵者， 国家之厚利也。故以加級奏遷使兼。今後軍前一切戦士，克敵有功者，合無驗所獲首級，用誥勅遷加散官，以作士氣。

【訳】 戦士に戦功があれば昇進賞与の恩典を与えることについて論じる意見書 戦士は気によって気を奮いたたせ、利によってその気をさらに高める。官位・爵位はご公家の降される大きな利益であり、だからこそ戦功に対して昇級・昇進・兼官を与えるのである。

以後、前線にいる様々な兵士のなかで、敵を討ち戦功をあげた者については、討ち取った敵の首を検分し、「宣授」や「敕授」によって士官としたり昇級させたりし、士気を高めるべきである。

【註】 ●遷加官賞—「遷」と「加」は後文にいう「加級奏遷」，「官賞」はこれで一語で、賞与、の意。 ●士須以氣作氣—『資治通鑑』卷234・唐紀50・貞元九年(793)の条に「夫れ兵は、氣勢を以て用を為す者なり。氣聚れば則ち盛んにして、散らば則ち消ゆ。勢い合すれば則ち威(たけ)り、析すれば則ち弱し」とある。なお、『四庫全書』本は「須氣以作氣」につくる。 ●加級奏遷使兼—「加級」は「遷転」の「転」にあたり、「奏遷」は「遷転」の「遷」にあたる。「使

兼」は、複数の職名を兼帯させること、の意とした。 ●誥勅—『元史』卷91・百官志7・文散官四十二の条に「一品由り五品に至るは宣授と為し、六品より九品に至るは敕授と為す。敕授は則ち中書の署牒、宣授は則ち制を以て之を命ずるなり」とある。「誥勅」は、「宣授」や「敕授」によって叙任状を与えること。ただし、本案件当時の叙任の慣例では、五品以上の官といえども宣授の際のカーンへの拝謁はなかったようである(87-13「論五品以上官殿授事状」参照)。

86-26 論西川軍役事状

西川軍人、俱係山東・河北・山後戸計。逐年取要気力、往還五千餘里、比至屯所、鮮不困乏。求其精銳、不可得已、所謂強弩之末、不能穿魯縞也。近聞平(樂)[灤]軍人、已蒙替罷。至於其餘軍戸、合無一体定奪、亦同仁一視之義也。

【訳】 西川における軍役を論じる意見書

西川方面の兵士は、みな山東・河北・居庸関の外側の軍戸から徴発されている。年ごとに物資を用意して、往復五千里あまり、西川の駐屯地に到着したときにはもう、つかれ衰えていないものはほとんどいない。優秀な兵を得ようとしても、どうしようもない有様である。いわゆる「強い弓から発した矢も、遠くに至るときには魯の薄絹を貫くこともできない」とはこのことである。ちかごろ平灤方面の兵士はすでに退役させていただいたと聞いている。その他の軍戸についても、一緒に処置すべきであり、これがまた平等に仁愛を施す道義というものであろう。

【註】 ●西川軍役—本案件は、山東・河北・山後の戸計が西川の軍役に充てられていることを述べる。山東・河北・山後のいかなる地域のいかなる戸計を

指すかは明らかではないが、山東の例としては、『元史』卷7・世祖本紀4・至元七年(1270)五月癸卯の条は、東平路行軍万户であった巖忠範が「東西川」に従軍することを述べる。 ●山後一居庸関(ないしは居庸関に象徴される長城線)の外側を指している。 ●取要気力—モンゴル語翻訳漢文に「添気力」「出気力」「使気力」等の表現が散見される。この場合の「気力」を、亦隣真[加藤雄三：訳]「元代直訳公文書の文体」(『内陸アジア言語の研究』16, 2001, p. 166)は「勢力」「財力」の意とする。「取要」もそうしたモンゴル語翻訳漢文に使われる場合と同様の意であろう。 ●比—「及」の意。『助字辨略』卷4に「比、及也」とある。 ●強弩之末不能穿魯縞—『史記』卷108・韓長孺伝に「彊弩の極むれば、矢魯縞をも穿つこと能わず、衝風の末なれば、力鴻毛をも漂(ひるがえ)すこと能わず」とある。『漢書』卷52・韓安国伝には「且つ臣之を聞く『衝風の衰えば、毛羽をも起たしむること能わず、彊弩の末なれば、力魯縞にも入ること能わず』と」とある。また、『資治通鑑』卷65・漢紀57・献帝建安十三年(208)十月の条に、「此れ所謂『強弩の末勢、魯縞を穿つこと能わず』なり」とみえる。 ●平(灤)[灤]—『四庫全書』本が「平灤」に作るのに従った。平灤については『元史』卷58・地理志1・中書省・永平路の条に「中統元年(1260)、平灤路に升す」とある。また、松田孝一「モンゴルの漢地統治制度—分地分民制度を中心として—」(『待兼山論叢』11, 1978, p. 42)は、『元史』卷14・世祖本紀11・至元二十四年七月癸丑の条に「乃顔の署する所の益都・平灤、也不干の河間の分地の達魯花赤、及び勝納合児の済南の分地の署官する所を罷む」とあることから、平灤はオッチギン家の分地であったとする。ここでいう「平灤軍人」とは、「西川軍人」という言い方からすれば「平灤へ行った軍人」と解するのが妥当であろうが、詳細は不明である。 ●蒙替罷—「替罷」は退職すること。ここでは、「蒙」を添えることによって上司の恩恵を暗示していると思われる。

86-27 論禁庸医事状

(「国家」で平出)

国家以民為本，五福以壽為先。今民間庸医及僧道算人，妄行鍼藥，民愚無知，一旦委命於手，至有父殺于前，子夭于後，終不覺悟。是庸医者，猛於苛政也。以某愚見，除係官名家者流，餘者宜漸行禁止。記曰，医不三世不服其藥，此之謂也。

【訳】 藪医者を禁じることを論じる意見書

ご公儀は民を根本とし、(その民に五福を勧めて励ましているが)五福とは長生きを一番とする。いま巷では、藪医者・僧侶・道士・占い師が鍼・薬などの治療をでたらめに行っている。民は無知であるから、彼らに命を預けてしまうと、父親がまず殺され息子がその後で殺されても、悟ることがない。藪医者とは「虎よりも苛政よりも猛し」なのである。わたくし王暉が考えるに、医戸として戸籍に登録されている名家以外は、漸次禁止していくべきであろう。『礼記』にいう「三代続いた医者薬でなければ飲まない」とはこの意味である。

【註】 ●庸医—「庸医」は藪医者(「仮医」ではない)であり、王暉のここでの議論は医者資格認定を厳密にしていくべきことだと思われる。因みに『元典章』卷32・礼部5・学校2・医学・禁治庸医の案件は、至元七年(1270)に益都府の医人・劉執中なるものが也速歹兒元帥の娘子(奥方)の「腸胃」に針を打って死なせてしまったことに言及する。本案件は、こうした具体的事件を契機に上申されたものではあるまいか。

●五福—『尚書』洪範に「九に五福。一に曰く、寿。二に曰く、富。三に曰く、康寧。四に曰く、好むところの徳。五に曰く、考終命」という。

●僧道算人—『四庫全書』本は「算人」を「等人」に作る(「算」の本字の字形によるのであろう)。「算人」は確かに用例をみない語彙だが、民間でいう「算命先生」の謂ではあるまいか。「算命先生」は、政府の正式な資格としては「陰陽師」であり、天体観測等を職務とする「司天臺」に奉職すべき者たちで

あった。民間の「仮医」「和尚」「先生(道士と占い師)」は、政府からすれば「妖術で人衆を扇惑する」不穏分子でもあった(『元典章』巻57・刑部19・諸禁・禁毒薬・禁仮医遊行貨薬の案件参照)。

●父殺于前……猛於苛政—孔子が「苛政は虎よりも猛し」と述べたのは『礼記』檀弓下であるが、その記述でも祖父・父・子が虎によって殺されたことを母が語る。王憚が父と子について述べるのはこれをふまえたもの。

●係官名家者流—ここにいう「係官」の実質的な意味は不明だが、『元典章』巻32・礼部5・学校2・医学の条に掲載される「免医人雑役」(中統三年(1262)の案件)には「隨路(關係路)の応有(あらゆる)係官医人につきては」の表現が見え、この「係官医人」は、同書の次の案件「医戸免差発事」がいう「係籍的医戸毎」と同意だと思われる。本案件の「係官名家者流」も、要は正式の認定をうけた「医戸」と同意なのではあるまいか。

●記曰医不三世不服其薬—『礼記』曲礼下に「君に疾有りて薬を飲するは、臣、先ず之を嘗む。親に疾有りて薬を飲するは、子、先ず之を嘗む。医は三世にあらざれば其の薬を服さず」という。

86-28 論監選典故事状

監選故事、吏部將受除員数及擬定州県名職単目、付之監察、本官但憑數臨視而已。若中間或有資歷先後、品從高下及不應等事、許本官陳告、御史即推究根因、与之改正。今者監選、合無依旧例施行、付之吏部以為定式。

【訳】 官吏の遷転を監察する先例を論じる意見書

官吏の遷転を監察することについての先例は以下のごとくである。吏部は除任状を与えられる人数と各州県の資品名・職名一覧の擬案とを監察御史に送るが、監察御史はその人数を調べその場に見るだけである。もしそのなかに官歴の先後の問題、品級の高低や不適當等のことがあれば、吏部の担当官は異議

の陳述が許され、監察御史はすぐに原因を追究し、吏部とともにそれを改めた。ただし、という。

官吏遷転の監察についてはこの旧例にしたがって執り行い、これを吏部に申し送ってきまりとさせるべきである。

【註】 ●監選典故—「監選」は、「監視銓選」などのことばを略したものであろう。『元典章』卷5・臺綱1・内臺・設立憲臺格例(至元五年(1268)七月聖旨)の条に「応合(まさ)に官員を遷転すべきに、任満つるも遷転を行わず、或いは遷転の格に依らざる者の如きは、監察に委ねて糾察し、仍お監選せしめよ」とあり、『元史』卷184・王克敬伝に「監察御史を拝し、故事を用て吏部の選を監すに、履歴の当に陞すべき者有るも、吏故(ことさら)に之れを抑う。(中略)治書侍御史張伯高曰く『往者、監選は減駁を以て能と為すに、今王御史は乃(かえ)って論じて品級を増す』と」とあるように、監察御史の職掌として官吏の遷転を立ち会って監察すること。この案件の本文「吏部將受除員数」から「与之改正」までは、『烏臺筆補』1「録呈憲臺典故条例七十三件・監選例」(『秋澗集』卷83)に「旧例」として記述されるものとはほぼ同文である。また、王惲が「監選」について論じた意見書には、他に86-39「論監選事状」があるが、そこに「亡金の故事の如きに至りては、亦た是れ名数を注定するを監視す。其の間の公事に若し違錯有らば、即ち監察に告げ、之れとともに改正す」という。本案件にいう「典故」「故事」「旧例」は、金制のそれを指すだろう。 ●受除—「授除」に同じ。 ●擬定—案づくりをおこなうこと。85-8「定擬」の註参照。 ●名職—資品と職名、の意。 ●監察—ここにいう「監察」は監察御史(正七品)の意。「監選」が金制であるとすれば、ここにいう「監察」も金制の監察御史を直接的には指すだろう。クビライ朝期の御史臺は金制を襲い、王惲が86-39で「監選」として論及した梁貞も『永樂大典』卷2607・臺・御史臺2所引『經世大典』御史臺によれば、至元五年七月に監察御史十二員が置かれた際の一人であった。 ●本官但憑数臨視而已—前述「録呈憲臺典故条例七十三件・監選例」では、ここにいう「本官」

に該当する語を「御史」に作り、後文「許本官陳告」の「本官」を、同様に「授除官」に作る。いまそれぞれをこれに従って解釈した。また「憑数臨視」は、「録呈憲臺典故条例七十三件・監選例」では「閲数臨視」に作る。 ●資歴一文資官・武資官の経歴。85-8の註参照。 ●推究根因—「推究」の「推」も、「究」の意。『吏学指南』は、推鞠・推問の条で「推問」の語に注して「窮究を推と曰う」という。「根因」は、「根原」「根元」と同じく「縁由」の意。(宋元)参照。 ●与之改正—「与之」をここでは、御史臺が吏部と、の意と考えた。

86—29 論置官吏空行簿

天下重事，無重於州県得人。果得其人，臺司何憂□清，州県何憂不治。今按察司既立，請中書吏部具□州県見任官吏姓名為空行簿，所至州県，先暗行体察，然後遍見官吏，一一詢考政績，得其公廉勤幹者，明注実狀於簿，其衰老無能，顯有不治之迹者，以朱書書之，其有中人之才，雖別無奇効，亦不至敗闕者，以墨書書之，又有雖是常才，能專長一事，亦以朱書□之，還臺具奏以聞，然後付之吏部，使陞黜補充之際，可以坐見群吏賢愚能否，不遺一人，則天下之才昭然可得矣。

【訳】 未記入の官吏勤務評定表を用意することを論じる意見書

州・県等地方の衙門に良い人材を得ることほど重要なことはない。良い人材が得られれば、御史臺は役人の不正を心配する必要がなく、州・県等の衙門はその地が治まらないことを心配する必要がない。いま按察司が設けられている以上は、地方の衙門にいる現任官吏の名前が入った未記入の勤務評定表を中書吏部に用意させ、当該の地方衙門にまず按察司が内密に出向いて調査し、その後で官吏全員に会って勤務内容をチェックし、有能で清廉・公平なものがいれば勤務評定表にはっきりと記入し、老いぼれて無能で明らかに政績が上がって

いないものは、そのことを朱書する。普通の才覚で特に優れた実績も上げてないが失敗もない、というものは黒で書き込むが、同じ才覚でも一事に長けているものはやはり朱書する。こうして、御史臺に帰って報告し、さらに中書吏部にその書類を回して、昇任・降格・欠員補充の時に胥吏たちの能力が一目瞭然で一人として漏れがないようにしておけば、世の人材はすべて明らかとなるのだ。

【註】 ●空行簿—行状の部分が空白の帳簿、の意。本案件は、宋・歐陽脩『文忠公文集』巻97・奏議・諫院「論按察官吏劄子」を内容、表現ともに襲うものであり、「空行簿」という発想も恐らく歐陽脩から出たものであろう。歐陽脩が述べておらず王惲が独自に加えたと思われる内容は、唯一「先暗行体察」のみである。なお本テキストの版式は、行20字・12行であるが、本案件の最終行のみは1行24字になっている。 ●□—本文中三箇所それぞれは、原文では行末の墨釘。『四庫全書』本では、最初の墨釘は「不」、次が「各」、最後の墨釘は「書」に作られる。いまこれにしたがって解釈した。 ●公廉勤幹／衰老無能—「考課」の際のテクニカルタームであろう。85-1の「材望素重／強幹有聞／清慎明著／衰老／罷軟」の註参照。 ●明注—85-8の註参照。

86-30 論益都括出新戸事状

(「国家」で空格)

益都路括出新戸、不下万計、俱係貧難・老疾・分房・驅丁攢合作戸。今秋又值水災、比之他路、重致(因)[困]乏、若向前科差、必避匿遠竄。不幸更值災傷、展転流死、別生事端、非 国家之利也。以某愚見、宜令按察司、從實檢覆、果堪戸計、猶宜存恤、其不成戸者、並聽作貧難収係、似為安便。

【訳】 益都路で登録した新たな戸口について論じる意見書

益都路で新たに登録された戸口は万を下らないが、貧難・老疾・分房・駆丁を集めて戸としたものである。今年の秋はさらに水害にみまわれ、他の路と比較すると、ひどく憂い苦しんでいる。もしこれから税を割り当てれば、きっと負担を避けて遠方に逃れてしまうだろう。不運にも、このうえ災害にみまわれれば、次々に流亡・死亡し、何らかの事態を派生してご公家の利益にならない。

わたくしが思うに、按察司に実状に沿って調査させ、戸として機能するのであれば、やはり救済してやるべきで、戸として機能しないものは「貧難」として登録することを許可すれば、都合がよいと思われる。

【註】 ●益都路括出新戸—ここにいう「新戸」は、李瑄の乱以降、益都路において新たに登録された戸籍をいう。『元史』巻5・世祖本紀2・中統三年(1262)九月の条に「侍衛親軍都指揮使董文炳を以て、山東路経略使を兼ね、益都の旧軍を収集し、武衛軍に充て、南辺を戍(まも)らしむ。詔して益都行省大都督撒吉思に董文炳と与に兵民の籍を會議し、十戸毎に惟だ其の二を取りて武衛軍に充てしむ。其れ海州・東海・漣水より益都に移入せし者は、亦た本衛に隸せしむ」といい、同じく中統四年三月の条に「辛卯、敕して撒吉思に益都の逃民を招集せしむ」というように、李瑄の乱の「括出新戸」には、「兵民」と「逃民」とがあったと思われる。 ●貧難老疾分房駆丁—「貧難」「老疾」「分房」「駆丁」は、戸籍の区別をいう用語。ここに言う「分房」は、元曲『合同文字』雜劇に「分房減口」の語が見えるように、「減口」のために「分房」された零細な戸口であろう。「駆丁」は、「成丁」の「駆口」の意。 ●向前—将来、の意。 ●檢覆—詳らかに調査すること。(漢)参照。 ●収係—「収係応当差役」「収係応当絲料」「収係当差」「収係科差」(『元典章』巻17・戸部3・戸計・籍冊・戸口条画の条等参照)などの語があるように、ここでも、税を負担するものとして登録することをいう。

86-31 論品官得上封事状

(「闕」で空格)

五品以上文資官，如遇赴 闕授除，扱所管路分内，有利病当興除者，得上封事以聞。其条件大不過三，小者五事而已，正本上中書省，副則呈御史臺，庶望下情得以上通，而無壅滯之蔽，非唯(少)[稍]見人才優劣，亦且知任内有無尽心勾当。

【訳】 入流官は上封できることを論じる意見書

五品以上の(外任にある)文散官は，朝廷に赴いて叙任される際，發展させるべき利点や除くべき弊害が管轄した路にあれば，封印をした意見書を直接皇帝に提出するのである。その箇条書きの案件は，重要事項ならば三件以内，些細な事柄でも五件までとし，正本は中書省の，副本は御史臺の高官に提出すれば，地方の実情がおかみに知られるようになり，上下の意思疎通が滞らず，外任官の優劣も多少わかり，さらに任期内にまじめに仕事をしたかどうかもわかることになるだろう。

【註】 ●品官得上封事—「上封事」は，天子ひとりの御覽に供する上奏文。『歴代諸史君臣事実箋解』巻3・西漢・宣帝・始親政事の条に，『漢書』宣帝紀を引いて「地節二年五月，上始めて政事を親(みずか)らし，群臣をして封事を奏すを得さしめ，以て下情を知る」とあり，王暉の身边にもこの種の本があったのではあるまいか。また，本案件がいう「品官」とは，後文に「所管路分」というように，外任官を指すことば。なお，『元典章』巻2・聖政1・求直言の条に，中統元年(1260)五月の聖旨として「今自ら凡そ政令の未便・人情の未達・朝廷の得失・軍民の利害の上書して陳言する者有らば，皆な実封して呈献するを得。其れ在内の者は省に呈して聞奏し，其れ在外の者は各処の宣撫司に赴きて繳申を投進し，省に赴きて聞奏し，若し言の採る可からざるも，並びに罪責無く，其の用う可きが如きは，朝廷は遷賞を優加し，以て忠直を旌(あらわ)さん」という。

王憚のここでの上申はこれとほぼ同内容であろう。なお、90-14「七品以上官言任内利病」は、標題と異なり、本案件と同じく五品以上の官について同様のことを述べている。 ●文資官—「文資官」は金制での呼称。文散官、の意。85-8の「資歴」の註参照。五品以上の文散官の叙任は「宣授」であり、御前で叙任される。後文に言う「赴闕授除」とはこのことである。なお『元典章』卷7・吏部1・官制1・職品の条によれば、「五品以上の文資官」とは、下州の知州・散府の同治以上の外任官ということになる。 ●扱所管路分内有利病当興除者—『元典章』卷6・臺綱2・体察・察司体察等例に見える至元六年(1269)二月の聖旨の条文の中に「若し利害の以て興除す可き者有れば、臺に申し省に呈せ」とある。ここでの王憚の記述はこれを意識するものであろう。 ●路分—86-3の「吏員司吏諸局分承応人」の註参照。 ●条件—「条」「件」ともに量詞。ここでは、条数・件数、の意。 ●中書省／御史臺—「中書省」は、参知政事以上の宰相クラスを指す。「御史臺」は、殿中侍御史以上を指すだろう。本案件が述べようとしている力点は、ここにあるだろう。諸問題について中書省と御史臺がすべて把握できるような体制を、王憚は考えていたのではなかろうか。本案件では尚書省の役割が明記されない点に、むしろ意味があるかもしれない。『元史』卷7・世祖本紀4・至元七年十月戊辰朔の条には「両省に敕して已に奏したる事を以て御史臺に報ぜしむ」とあり、行政における御史臺の体制作りは進められている。 ●(少)〔稍〕見—『四庫全書』本によって改めた。

86-32 論立国子学事状

(「朝廷」で空格)

切見、 朝廷選近臣子孫聰明者、付之省部、閑習政務、或授之儒生、講誦書史。(有)〔合〕無立国子学、使学士院官及選通達政務一人、專領其事。

【訳】 国子学を設立することを論じる意見書

朝廷は、おそばにある臣下の子弟で聡明なるものを選び、それらのものを六部におくって行政の実務に習熟させたり、儒学者にあずけて典籍を講じさせたりしている。

国子学を設立し、翰林学士と行政実務に精通したもの一人を国子学の責任者として専従させるべきである。

【註】 ●国子学—モンゴル朝初期の国子学については、『元史』巻81・選舉志1・学校の条に、太宗時代のこととして「癸巳(1233)、馮志常を以て国子学総教と為し、侍臣の子弟十八人に命じて入学せしむ」といい、また、『元史』巻7・世祖本紀4・至元八年(1271)三月乙酉の条に「命じて国子学を設け、司業・博士・助教各一員を増置し、隨朝百官近侍の蒙古・漢人の子孫及び俊秀なる者を選びて生徒に充てしむ」ともいう。一方、『元史』巻81・選舉志1・学校の条は「(至元)二十四年に至り、国子学を立て、其の制を定む」ともいい、当時の実質と記述の間にある種の隔たりがあるように思われる。『元史』選舉志の記述は、大都城内に文廟が建造され、国子学の建物ができのが至元二十四年だったことをいうのではあるまいか。とすれば、それ以前は、「国子」に対して(中都やその他の場所で)行われた教育を指して「国子学」と言っていると思われる。王暉の本案件は、前半部において許衡等による教育を言うものと思われ、後半は国子学の制度的整備を求めるものである。なお、王暉には別に国子学設立に関する上奏「議復立国子学」(『秋澗集』巻90・便民三十五事・養人材・設学校附)がある。

●省部—六部のこと。85-8の「都省」の註参照。 ●閑習—「閑」は「嫻」。習熟、の意。 ●(有)[合]無—『四庫全書』本によって改めた。 ●学士院官及選通達政務一人—この一段の表現はやや不自然に思われるが、ここでは「学士院官」と「通達政務一人」の意に解した。あるいは「選」を衍字とすべきかもしれない。なお「学士院官」は「翰林学士」の意。ただし、この時点ではまだ大都に翰林院の建物はない。

86-33 論嚴禁(好)[奸]細事状

方今、宋人規画、止是内嚴城守、外用偵(謀)[諜]、遂得事情、預為備禦。故師出、不能大有利益。以某愚見、急当禁絶人入境、將沿辺地面、令軍官上下分掌、不時巡邏、万一透漏、其当該人員、同知情治罪。

【訳】 間諜をきびしく取り締まることを論じる意見書

いま南宋側は、領内では城の守りを嚴重にし、領外では間諜の策をもちいようとしているだけだというのに、その結果、情報があれば備えをするので、当方が出軍しても十分に成果を得ることができないでいる。わたくしがおもうに、すみやかに境界内への宋人の侵入を断ち、前線地域を分割して軍官に管轄させ、常に巡回警備させる、万が一侵入させるようなことがあれば、当事者である官吏たちは、事情を承知していた廉で一緒に罪を裁かれるべきである。

【註】 ●論嚴禁(好)[奸]細事状一底本では「奸」を「好」に作るが、誤りであろう。「奸細」は斥候や間諜のこと。本案件は後文の「將沿辺地面、令軍官上下分掌」からして河南の状況をいうものと思われるが、起草の時期は不明。このほか南宋側の「奸細」について、88-18「為懷孟路新民不便事状」に「(前略)兼ねるに所管の鄭・汪等の頭目は、俱に宋人に係る。中間にて官民は恒に相い告訐し、輒(みだ)りに事端を生じ、歳としてこれ無きは無し。又訪問し得たるに、修武県の新民の見(いま)発せし奸細の利害等の如き事は、此れ其の驗(あらわ)れなり」という。南宋側の「奸細」は、元朝側のかかなり内部まで侵入していたものと思われる。 ●偵(謀)[諜]—「偵謀」は、文意により「謀」を「諜」に改めた。 ●禁絶人入境—『四庫全書』本は「禁絶奸人入境」とする。 ●人員—84-12の註参照。 ●知情—刑法にかかわる吏牘用語。『史学指南』賊盜・知情に「本は謀を同じうせず、唯だ犯す所を知るは、之を知情と謂う。但(およ)そ曾て謀に預かれば、之を同情と謂う」とある。また「知情」の量刑につ

いては『元史』卷 104・刑法志 3・大惡の條に「諸そ謀反して已に反狀有らば、首たる及び同情の者は陵遲して処死、從たる者は処死、知情にして首せざる者は從たるより一等を減じて流遠し、並な其の家を没入す」とみえる。

86-34 挙関仲修事状

詮選刑名、最為重事。先為選法未詳、已擬丁某充員外郎勾當。其刑部、亦宜選用旧人整理審定。切見在都関某、係前朝刑部令史、練明法律、通達書史、年徳俱高、宜蒙録用。不然、取宋故事立審刑院、使掌理其事。

【訳】 関仲修を推挙する意見書

人事と刑罰はきわめて重要である。以前は人の選抜法に曖昧な点があつて、丁某が刑部の員外郎になるという案があつて(丁某がすでに)仕事をしているが、そもそも刑部は、昔からの人を置いて刑罰を秩序だて、よく吟味して量刑させるのがよい。中都在住の関某は、先代のカアン(カアン)の折りには中書刑部の令史であり、法になじんで明るく、典籍にも通じ、年齢も徳も高いので、採用していただきたい。そうしないのであれば、宋の故実にならつて審刑院を立て、断獄の再吟味を掌らせるべきである。

【註】 ●在都—88—9 が標題で「在都回回」と言い、本文中で「中都」と言うように、「在都」は「中都」を指す。 ●前朝—本来ならば「朝」で改行するか空格を置くべきである。なお「前朝」は、必ずしも一代前とは限らない。

●書史—普通は「尚書」と史書の意。ここでは書籍一般を指すであろう。

●審刑院—刑部大理寺が審議した断獄を検査し、中書省に報告する官署。北宋淳化二年(991)に設けられた。『宋史』卷 163・職官志 3・刑部の條は「淳化二年、審刑院を増置す。(中略)大理の断ずる所の案牘を詳讞して之を奏するを掌る。

凡そ獄の具上は、先ず大理を経て、斷讞既に定まりて審刑に報ず。然る後に(審刑院の)知院は詳議官とともに文章を定成し、奏記して中書に上し、中書は以て天子に奏して論決す」という。

86-35 論交參戸土着事状

交參漫散戸計、本管上司差設権府・提領・招撫・総把之類、另行管領、中間不無侵擾、使失業貧民、転致困弊。今後、似此戸計、合無令見任官司収係(上)〔土〕着、元籍路分、推送除豁。

【訳】 交參戸を定住させることを論じる意見書

あちこちにバラバラになっている戸口は、原籍の役所が権府や提領・招撫・総把といった者たちを派遣して別に管理しようとしているが、派遣された者たちが勝手な事をしばしば行って、生業を失った貧しい民をますます困窮させている。このようなバラバラな戸口は、今後は現住所の役所が引き取って登録し、原籍の役所では削除するのがよいだろう。

【註】 ●土着—「吏学指南」戸計・土着戸に「通鑑注に、土地に着き、常居有りて、畜牧に随いて移徙せざるを言うなり」とある。 ●交參漫散戸計—「交參」は元来「參差」「參錯」の意で、「漫散」は「散漫」。「交參漫散戸計」で「ごちゃごちゃでバラバラな戸口」の意。王惲は本案件で、それらの戸口を集めて所謂「交參戸」を作ることを前提に「交參」といつている。「交參戸」については、85-14の註参照。 ●差設—派遣して設置する、の意。 ●権府・提領・招撫・総把—「権府」の「府」は「開府」の「府」であり、「権府」とは元来、かなりの高官が派遣する臨時の責任者。たとえば『元史』卷10・世祖本紀7・至元十五年(1278)十月庚午の条は「御史臺の臣言えらく、『失里伯の弟・阿剌は王

権府とともに良民を俘掠し、失里伯は縦(ほしいまま)にせしめて問わず。御史臺の掾を遣わして詰問せしむるに及ぶも、伏さず」とという。本案件の「権府」から想定すべき役人も、こうした投下の派遣した使者であろう。また、「総把」とは、『元史』巻98・兵志1の冒頭に「外なれば則ち万戸の下に総管を置き、千戸の下に総把を置く」という「総把」。すなわち、千戸の下におかれた武人の事務官。本案件がいう「中間不無侵擾」とは、主に投下等が軍戸を徴発することを指すと思われる。 ●収係(上)〔土〕着—『元人文集珍本叢刊』本は「上」を「土」に作る。これに従う。なお「収係」については、86-30の註を参照。

●推送除豁—「推送」は「推迹」の誤りではあるまいか。「除豁」は「開除(削除する)」の意。「推迹開除」で「探し出して削除する」の意。

86-36 論立聘財事状

男女居室，人倫之大者也。比年以来，聘取無法，妄增財幣，使貧家失娶嫁之時。今後，合無酌古準今，定立常數，庶望內無怨女，外無曠夫。

【訳】 結納のきまりをつくることについて論じる意見書

男女が結婚するのは、人として守るべき大切な道理である。最近では婚礼の秩序が失われ、むやみに結納の品数や金額を増やすので、貧しい家は婚期を奪われている。今後、古今の通例を調べ、一定の目安をさだめれば、婚期を失って怨み嘆く女も、一人者の男もいなくなるのではないだろうか。

【註】 ●立聘財—「聘財」は結納。「立」は、後文に「定立常數」とあることから、後にくる「常數」のような語が省略されたものと考えた。『元典章』巻18・戸部4・婚礼・嫁娶聘財体例の条には、品官から庶人に至る「聘財」の「体例」が示される。 ●男女居室人倫之大者也—『孟子』万章章句上に「男女

室に居るは人の大倫なり」とある。
章句下にみえる語句。

●内無怨女外無曠夫—『孟子』梁惠王

86—37 春旱請祈雨事状

古者、竜星見而雩。雩者、四月禱雨之祭也。即目已是立夏、気序乖和、暑炎驟作。今体訪得、自彰徳迤北至都、去冬無雪、経春不雨、二麦已枯、春種未下。至於大興部内、雖雨降数次、多者不及二寸。切恐、蝗旱(反)[又]成災沴、民事之急、無重於此。擬随路闕雨去処、合無令有司扞日行雩祭之礼、為民祈穀。其於農政実所先務。擬此合行奉呈。

【訳】 春の旱害のために雨乞いをするを請う意見書

いにしへは、竜星が現れる時節になると「雩」を行ったものである。「雩」とは、四月に行う雨乞いの祭祀である。いまはもう立夏であるが、気の調和が乱れて突然の猛暑となっている。

いま実地に調査したところ、彰徳路より北、中都に至るまでの地域は、昨年冬に雪が降らず、ひと春じゅう降雨がない。そのため、大麦・小麦は枯れ、春播きの麦もまだ種播きができずにいる。大興府の所轄内には、何度か雨が降ったとはいえ、多くても二寸たらずにすぎない。イナゴや日照りがさらに災害をなせば、治民の上で重大な問題となるだろう。関係各路で降雨の不足している所は、役所に日取りを決めて雨乞いの祭祀をさせ、たみぐさのために豊作祈願をさせるべきである。雨乞いこそ、農政上まずおこなうべきことであろう。

これについては、具呈書をおくるべきである。

【註】 ●春旱請祈雨事状—原文では「祈雨」二字が双行の小字で表記されるが、底本に散見される同様の例からしても、この表記に特別の意味は見出し

がたい。また、当案件の起草年代は、『元史』本紀などに見られる旱害の記述に照らしてもつまびらかでないが、本文にいう「合無令有司挾日行零祭之礼，為民析穀。其於農政實所先務」なる指摘がこの上奏の最重要論点だとすれば、あるいは至元七年(1270)十月に出された尚書省劄付「祈風雨不得支破官錢」(『元典章』卷30・礼部3・礼制3・祭祀)に関連するか。なお、王惲が旱害に関連して祭祀の重要性を説くものとして、他に88-11「為蝗旱救治事状」内の一項や、89-18「冬旱請祈雪事状」がある。

●竜星見而零—『春秋左氏伝』桓公五年に「竜見而零」とあるのにより、その杜預註に「竜見(あらわ)るるは、建巳の月なり」とある。「建巳」は陰曆四月。なお後文にいう「零者、四月禱雨之祭也」は、王惲による原注の可能性がある。

●春種未下—「春種」は「秋種」に対応する語で、春まきの麦のこと。この表現は『後漢書』卷1上・光武帝紀・建武五年(29)五月丙子の条に引く詔勅に「久旱 麦を傷ない、秋種 未だ下(ま) かれざれば、朕 甚だ之れを憂う」とあるのによるだろう。尺牘語彙を分類した類書である、宋・仁広『書叙指南』卷17・豊凶敬敵の条にも「旱を書するに曰く」として、『後漢書』光武帝紀より「秋種未下」「久旱傷麦」を引く。

●雖雨降數次多者不及二寸—「二寸」は、雨水の土にしみこんだ量をいうか。清・乾隆帝『御製詩集』4集・卷35「聞京師得雨誌事」詩に「閣報 例として応に隔日に至るべし、均しく称す二寸 雨 滋すを欣ぶ」とあり、その自注に「微雨 颺灑なるも漸次稠密たりて、計るに土に入ること二寸」とある。

●蝗旱(反)[又]成災沴—『元人文集珍本叢刊』本により校訂する。なお、『四庫全書』本は、「反」を「及」に作る。

●去処—現代漢語の「地方」の意。85-1の註参照。

86-38 論倉庫院務官除授事状

旧例倉庫院務，皆係流外官除授，今者一出人情賄賂。其以賄得者，取倍(常)[償]為心，其以情得者，務賂遺為事，以致往往失陷贓濫而敗，曾無

愧惜。今後合無依旧例，捩見勾当人員，定立資品，依格遷叙，使人人以功名為心，其弊不革而自去矣。

【訳】 倉庫院務官の叙任について論じる意見書

旧例では、倉庫院務の人員はみな流外官として叙任されていたが、いまはただ付け届けや賄賂によって叙任がなされている。賄賂によって職を得る者は、他の者からの賄賂で元をとって至極当然とし、付け届けで官位を得るものは、賄賂を贈ることにかかりきりになる。そうして賄賂がはびこり身を滅ぼしても、まったく恥じるところがない。今後は旧例通り、現在任務にあたっているものについては、資品の決まりをつくって、ランクに応じて昇進させ、手柄こそが名誉であるとの意識をもたせたなら、その弊害は改革しなくとも自然になくなるであろう。

【註】 ●倉庫院務—「倉」は「藏穀物之所」，「庫」は「兵車所藏」，「院」は「局院」，「務」は「稅務」。 「倉庫院務」は轉運司の管轄下にあり，轉運司がアフマドの管轄下にあったことを考えると，本案件もやはりアフマド批判として書かれた可能性をもつだろう(85—1 参照)。「倉庫院務」に関わる記事としては，「元史」卷 94・食貨志 2・商稅の条に「太宗甲午年(1234)，始めて徵收課稅所を立て，凡そ倉庫院務の官並びに合干の人等は，各處の官司に命じて有產有行の人を選びて之に充てしむ」というが，同卷 205・阿合馬伝は，「阿合馬の用いる所の部官は，左丞許衡，以て多くは其の人に非ずと為す」といい，「阿合馬は私人を擢用し，部擬に由らず，中書に咨せず」ともいい，御史臺にしばしば弾劾されたことを記述する。 ●人情—付け届け，おくりもの，の意。(漢)(宋元)参照。 ●取倍(常)[償]—『元代臺憲文書匯編』本は，「常」を「償」に改める。ここでは「倍償」を「賠償」の意と考えて解釈した。

86-39 論監選事状

(「聖旨」で改行平出)

欽奉

聖旨条画内一款節該、応合遷転官員、如任満不行遷転、或遷転不依格者、委監察糾察。仍令監選、欽奉如此。近委某監選、伏見、中書省奏奉到聖旨、中統三年、無脚色官員、尽行委用。摺告叙承襲等事、省劄亦有定例。其一切求仕官員、各有自来根脚及本路総府保申文解、所当問者升降不等、資品不応、遠近失当、言出事定、皆在擬注之際。今者、監選止是引驗臨視解由文字、中間銓注窠闕是否、何由得知。若已除人員、儻或不応、有告言者、臨時難以折辯、亦恐臺官怪問。又知得、第一選係監察梁貞監選、將解由人員読視(外)引驗、及將擬定窠闕亦令看読。今某監選、除読視解由引驗人員外、摺擬定窠闕、不令看読。若不呈覆、縁今日格法日新、某等監選、亦不当守常而不知変。至如亡金故事、亦是監視注定名数、其間公事、若有違錯、即告監察、与之改正。又念、今日最害事者、以情破格、以私害公。照得欽奉

聖旨節該、仍令監選。思付選者一選之事、豈有知其前而不知其後。合無依第一選通知前後事理、似望中間不致違錯。摺此合行呈覆。

【訳】 官吏の遷転を監察することを論じる意見書

つつしみ奉じたカアンのお言葉の一条項に、「遷転すべき官員が、任期が満了しても遷転しなかったり、定められたランクによらず遷転をしたりした場合は、監察御史が追究せよ。これまで同様、監察官が人事に立ち会え」とあった。最近、わたくしが「監選」に任じられたのだが、中書省が奏上して奉じたカアンのお言葉には、中統三年(1262)の日付で「『出身』や『資歴』が記された書類がない官員もみな任用せよ」ともある。

「告叙」や「承襲」などについては中書省に規定があり、仕官を求めるもろもろの官員には身上書や所轄路の総管府による保薦状等がそれぞれにある。監察御

史が「監選」の際に問題にできるのは、昇進降格の不平等や品級の不相応、任地の遠近の不適當などだけであり、お偉がたのひとつで事はきめられ、それはすべて吏部による人事案作成の段階でのことである。

いま、監察御史による「監選」は、本人確認と解由の内容の立会確認だけであり、その中の吏部による空きポストへの登録の当否については、知る由もない。また、すでに叙任された人員で、ランクが合わないという訴えがあっても、監察官はその場で証拠をつき合わせるができず、上役に詰問されることも心配である。

また知り得たところでは、第一回目は監察御史梁貞が「監選」したが、解由を検閲して官員の本人確認をし、空きポストへの人事案へも目を通させたという。いまわたくしが「監選」する際には、解由を検閲して官員の本人確認をするが、空きポストへの人事案については、目を通させてもらえない。これについて覆命しなければ、昨今は法規が日々新たになっているのだから、われわれの「監選」も、常規を墨守して変化に疎い、というわけにはいかない。亡金の先例でも、監察御史は決められた人事案の名前や人数を監視したのであり、そのなかの事案にもし誤りがあれば、吏部はすぐに監察御史に報告し、監察御史は吏部とともにそれを改めただしたのである。また思うに、いま最も遷転の法をだめにするのは、賄賂によって法規を破り、私心によって公正をそこなうことである。つつしみ奉じたカアンのお言葉の一条項に「これまで同様、監察官が人事に立ち会え」と言い、人事は一回の選挙で決まる、ということを思えば、「前のことだけを知って後のことはあずかり知らぬ」というわけにはいくまい。第一回目の「監選」にしたがって監察官は前後の事をよく知るべきであり、そうすれば誤りがおこることもなからう。

このことについては、覆命の報告書を送るべきである。

【註】 ●監選—王暉が監選について論じた文章には、他に 86-28「論監選典故事状」がある。86-28の「監選典故」の註参照。 ●欽奉聖旨条画内一款

一『元典章』卷5・臺綱1・内臺が引く、至元五年(1268)七月の聖旨「設立憲臺格例」中の第五の条項を指す。 ●奏奉到—「到」は元朝期の法律文書に特徴的な語助で、「到(いたる)」の目的語を必ずしも必要としない。現代語の「了」とほぼ同意。 ●脚色／根脚／解由—「脚色」は、宋・趙昇『朝野類要』卷3・入仕・脚色の条に「初めて入仕するに、必ず郷貫・戸頭・三代名銜・家口・年齒・出身履歴を具う。若し注授転官せば、則ち又た挙主に過犯有るや無しやを加う」とある。(宋元)参照。「根脚」は、『元典章』卷11・吏部5・職制2・給由・解由体式の条が「一、本官根脚、元係是何出身」といい、その双行註で「謂承襲・承継・蔭叙・吏員・儒業・軍功等」というように、出身・資歴、の意。「解由」は、「脚色」「根脚」等が記された文書。ここにいう「脚色無き官員」とは、後文に「自来根脚」「臨視解由文字」とあることから見て、出身・資歴の記されたものがない官員、の意と考えた。 ●告叙承襲—「告叙」は、何らかの理由で現職をもたない官員が、叙任を求めること。『元典章』卷10・吏部4・職制1・告叙の条を参照。また「承襲」は、父親の官職をその子孫が世襲すること。『史学指南』世賞・承襲の条に「相い継ぐを承と曰い、相い因るを襲と曰う」とある。『元典章』卷8・吏部2・官制2・承襲の条、『元史』卷82・選舉志2・銓法上「進用武官」の項の例は、特に軍官の世襲について述べる。 ●保申文解—「保申」は、「保薦申呈」の謂。また「文解」は、『史学指南』公式・文解の条に「事端を發明して申呈するの異名を謂う」とある。 ●遠近失当—「遠近」とは、出身地と赴任地の遠近をいうのであろう。『通制条格』卷6・選舉・遷転避籍の条に「至元五年九月、中書省。吏・礼部の呈すらく、『官員を銓注するに、各路地面寛闊なれば、若し更ごも避路せんとすれば、惟だに地遠く人難きのみならず、慮恐(おそ)るらくは中間に員闕け窒礙せん』と。都省議し得たるに『今後地里の遠近を斟酌し、元籍を廻避して銓注せよ』と」とある。 ●言出事定皆在擬注之際—待考。ここでは、案が出れば事が定まるのは、みな擬注の際である、という意に解した。 ●擬注—「注擬」と同意。おもに人事案を作成することをいう。85-1の「注擬」の注参照。 ●引驗—『旧五代史』卷

39・唐書 15・明宗本紀 5・天成三年(928)十一月庚寅の条に「応に斎郎を補すべきに、並びに須らく引驗し正身して(「正身」も本人確認の謂)、以て偽濫を防ぐ」とあり、また本案件の後文に「引驗人員」とあることから、実際に該当者を召し出して確認することをいうのだろう。とすれば、ここの「引驗」の後には「人員」が脱落していると考えらるべきであろう。 ●銓注窠闕—「銓注」は、「擬注」と同意。「窠闕」は、缺員。 ●儻或—「儻或」二字で「仮若」の意。 ●折辯—「折」は、「折証」「折対」の「折」で、「辯」の意。「折」は「質」の一声の転。証拠をつき合わすこと。『史学指南』獄訟・折証の条に「曲直を分割するを折と曰う」とある。 ●第一選—ここでは、遷転の法が定められた後、初めて行われた「監選」の意と考えた。『元史』卷5・世祖本紀によれば、モンゴル時代の遷転の法は至元元年(1264)八月に始まったという。一考三十ヶ月を原則に考えれば、「第一選」は、至元四年になるであろうか。 ●監察梁貞—「貞」字を、『元人文集珍本叢刊』本は「真」に作り、『四庫全書』本は「貞」に作る。底本および『元人文集珍本叢刊』本の影印では、この部分の字画に補修を加えているように見える。梁貞は、至元八年五月に初めて十二名の監察御史が置かれた際の一人。『永樂大典』卷2607・臺・御史臺2所引『經世大典』参照。また、『烏臺筆補』1・序(『秋澗集』卷83)にも、監察御史選抜の経緯として「侍御史太原高公乃ち相人梁貞・前翰林修撰左司都事暉を以て遴選に膺(あ)たらしむ」という。 ●(外)〔引〕驗—『元人文集珍本叢刊』本および『四庫全書』本により改める。 ●看読—『烏臺筆補』1「録呈憲臺典故条例七十三件・旧日監察所行」(『秋澗集』卷83)に「旧来監察の照刷は、止だ巻を徹して看読するのみにして、但(およ)そ稽遲有らば、即ち杖罪有り」とある。目を通すこと。 ●呈覆—「覆」は「回覆」「答覆」の意。 ●至如亡金故事—ここに引かれる「故事」は、『烏臺筆補』1「録呈憲臺典故条例七十三件・監選例」(『秋澗集』卷83)に引かれる「旧例」と同じものを指すのだろう。86-28の「監選典故」の註参照。 ●思付選者一選之事—待考。ここでは「選者一選の事を思付し」と読み、「選者一選」は、人事は一回の選挙で決まる、の意とした。 ●知其前而不知其後—漢・趙曄

『吳越春秋』卷5・夫差内伝に、子貢が呉の太宰嚭の為人を述べて「智なれども愚、彊なれども弱、言を巧みに辞に利(さと)くして以て其の身に内(した)しみ、善く詭詐を為して以て其の君に事え、其の前を知れども其の後を知らず、君の過ちに順いて以て其の私を安んずるは、是れ国を殘(やぶ)り君を傷(そこ)なうの佞臣なり」という。これを用いたものであろう。

86-40 論挙官自代事状

(「上」で空格)

切見、内外大小官吏、務保禄位、鮮有以廉恥自厲者、正似庸工計日取直、縦有強幹、亦為薄俗所移、欲求其公勤忠義竭力以報上者、不可得已。其道正、須尚廉恥、獎忠勤、抑僥倖、進恬退、如樹私党、取常格、叙故旧等事、皆宜杜絶。今後、合無令内外五品以下至七品官、比及考滿中間、須得保举所知有才行声跡顯明者一人以自代、令按察司覆察、才行確實、申臺呈省聞奏、如不相応、彼此俱罪之、其挙官在任内、或有故及任滿闕員、即令其人補充。茲蓋帝舜九官相讓之法、唐朝因之、亡金亦嘗行焉。今之天下、猶古之天下、行之于今、何独不可。但二三大臣主之当力耳。

【訳】 自らに代わる官を推薦させることを論じる意見書

内任・外任のさまざまな官吏は俸禄と地位を守ることばかりを考え、心の正しさを自らに課して励むものがないのは、まるで職人が日当計算で金を取るようなもので、豪腕・有能のものがいたとしても浅薄な時風に流され、仕事に励み忠義につとめてご公家に報いる者を求めても、そんな役人はいようはずがない。世に行われる道が正しければ、官吏のあいだでは廉恥が尊ばれ、心正しく勤め、僥倖を排除して榮利を気につけないことが行われる。党派をつくったり、慣例がはびこったり、旧知の間による情実人事はやめにしてしかるべきだろう。これからは、内任・外任の五品以下から七品までの官員には、任

期が満了するまでの間に、本人が知っていて才能・業績ともに顕著な者をひとり自分の後任として推薦させ、按察司に調査させて、才能・人物の実情を御史臺から省を経て奏上し、もし不適當であれば推薦者と推薦されたものとを処罰する、推薦されたものは、推薦者が任期中に事故があった場合および任期満了による欠員に補充される、というようにすべきである。これがすなわち、九官が互いに譲りあったという舜の方法であり、唐王朝がこれを襲い、金朝もこれを実施したことがあった。今日のご公家は古の聖王を受け継ぐものである。古の治法を実施して何の不都合があろう。ただ二三の大臣が自主的に励めばすむのである。

【註】 ●比及—「及」と同意。 ●覆察—「覆」「察」ともに「審査」の意。

●帝舜九官相讓之法—『漢書』卷36・劉向伝は劉向の建言を引用して「臣は、舜は九官に命じて濟濟として相い讓らしむ、と聞けり。和の至なり」という。

●唐朝因之—『新唐書』卷178・劉蕡伝参照。『旧唐書』卷190下・劉蕡伝も同様。

●金亦嘗行焉—『金史』卷8・世宗本紀・大定二十七年(1187)十一月甲子の条、卷9・章宗本紀・大定二十九年十一月戊辰の条、ならびに同・明昌元年(1190)五月戊寅の条参照。

●二三大臣主之当力—「主」は、現代漢語にいう「主張」。自主的に取り計らう、の意。本意見書を起草した王恂の意図は、「二三大臣」の「樹私党、取常格、叙故旧等事」を弾劾する点にあると思われる。

86-41 論修起居注事状

宜令学士院修起居注，逐旋進読，復置起居舍人・郎等官，使分掌其事。

【訳】 起居注を執筆することを論じる意見書

翰林学士院に起居注を作らせ、毎月カアンのお目につけ、また起居舍人・起居郎などのポストを設置して、言・動の記述を分担させるべきである。

【註】 ●起居注—『元史』卷6・世祖本紀3・至元五年(1268)十月乙未の条に「中書省の臣言えらく『前代の朝廷に必ず起居注有らば、故に善政嘉謨は遺失を致さず』と。即ち和礼霍孫・独胡剌を以て翰林待制兼起居注に充つ』とあるが、この時点での起居注官の実態は不明。一方で魏初『青崖集』卷4・奏議・修起居注随付史院(至元八年六月十七日)には、以下のようにある。「照得したるに、唐制は、宰相は時政記を修し、月ごとに史館に送る。又起居郎あり、天子正殿に御すれば則ち殿下に対立し、命有らば則ち陛に臨み俯聴し退きて之を書し、以て起居注を為す。凡そ冊命・啓奏・封拜・罷免あらば、悉く之れに載せ、史院嘗て聖旨を欽奉して祖宗の事跡を修纂せり。恭みて惟えらく、主上は即位以来、宗廟を立て、礼楽を議し、官制を定め、百度修挙す。今、両省・臺・院及び修起居注は、凡そ軍国の大政・並びに冊命・啓奏・封拜・罷免等事有らば、合(まさ)に中統建元従り今に及ぶ見行の事理を、逐月史院に送付し、以て実録を修すべし。則ち主上の豊功盛烈は、以て万世を光耀せしむること有り、亦た臣下も当に為すべき所の者あらん。(照得、唐制宰相修時政記、月送史館。又起居郎、天子御正殿則対立於殿下、有命則臨陛俯聴退而書之、以為起居注。凡冊命・啓奏・封拜・罷免、悉載之、史院嘗欽奉聖旨、修纂祖宗事跡、恭惟、主上即位以来、立宗廟、議礼楽、定官制、百度修挙。今両省・臺・院及修起居注、凡有軍国大政并冊命・啓奏・封拜・罷免等事、合従中統建元及今見行事理、逐月送付史院、以修実録。則主上之豊功盛烈、有以光耀万世、亦臣下所当為者)」。この内容は、王惲の本案件と補いあうところがあり、ほぼ同時期に書かれたものと推測される。王惲のいう「復置」の意味は明らかではないが、魏初と王惲が述べるのは「起居注を月ごとに史院に送付して実録を作り、月ごとにカアンに進読する」ことだと思われる。なお、王惲に「進呈世祖皇帝実録表(元貞元年六月)」(『秋澗集』卷67)があるように、起居注に基づく世祖実録があったことは明らかである。また、この時期の史書編纂については、84-9 参照。 ●逐旋—「逐一」の意。(宋元)参照。前掲『青崖集』に「逐月」とあることからすれば、これも月ごとであろうか。

86-42 為収復(漣)〔漣〕海事状

専委東路統軍司，摠元曾攻拔漣海將士人員，令陳說當間方略，限以年數，專為収復，以窺海道入揚州之路。

【訳】 漣水・海州を回復することのための意見書

山東東路統軍司にまかせて、かつて漣水・海州を攻略した軍人たちについては、その時の方法を述べさせ、年数を限って失った土地を奪還し、海から揚州をねらう足掛かりとすべきである。

【註】 ●収復(漣)〔漣〕海—「漣海」は漣水・海州。本案件は、後文に「元曾攻拔漣海將士人員」というように、漣水・海州方面に進攻した旧李璿軍の接收を実質的には説くものであろう。『元史』巻206・王文統伝によれば「文統も亦た女を以て璿に妻(めあ)わす。是より軍旅のこと、(王文統は)威な(李璿の)諮決に与(あずか)る。(李璿は)歳ごとに辺功を上し、虚(いつわ)りて敵勢を張り、以て其の位を固め、官物を用いて私恩を樹て、宋の漣・海二郡を取るは皆な文統の謀なり。(中略)又、明年(中統三年)の二月、李璿反く。漣・海三城を以て宋に献ず」という。この記述からすれば、モンゴル朝廷が「漣・海」を回復しようとするのは李璿の乱以来ということになる。また、「漣・海を攻拔した將士人員」とは旧李璿軍に属した人々だったのである。 ●東路統軍司—山東東路統軍司の謂。「山東東路統軍司」は、李璿の乱に際し、中統三年(1262)十二月に置かれ、至元九年(1272)一月に行枢密院に發展解消された(『元史』巻5・世祖本紀2・中統三年十二月丙辰の条、同巻7・世祖本紀4・至元九年正月壬午の条参照)。このことからすれば、本案件は至元七・八年に書かれたものであろう。 ●当間—84-9の註参照。

切見、定興・新城、爰自亡金係京畿属邑。况根本所在、勢無(大)[不]重、合無改正、復隸涿州。

【訳】 定興県を涿州に隸属させることを論じる意見書

定興県・新城県は、金朝の頃から京畿の属邑である。まして、根幹となる場所なのだから、非常に重大なことはいうまでもない。改めて涿州にもどさせるのがよいのではないだろうか。

【註】 ●定興隸属涿州一標題では定興にしか触れないが、本案件が述べるのは定興・新城両県の隸属をめぐる問題である。後文に「定興新城爰自亡金係京畿属邑」とあるように、旧金朝治下では定興・新城は中都路涿州に属した(『金史』卷24・地理志上・中都路の条参照)。両県は太宗オゴデイ期、前者が順天路(後の保定路)易州、後者が順天路雄州に属し、至元十年(1273)、易州・雄州が京畿大都路に隸属する。その後、至元二十三年に、易州・雄州は再び保定路に移る事になるが(『元史』卷58・地理志1・中書省・保定路の条参照)、この間定興・新城は一度として涿州に隸属されることはなかった。定興・新城をめぐる所属関係が金と元とでなぜ食い違うかについては不明。なお後文に定興・新城を「根本所在(一般的には、王朝発祥地や都など、皇家の重地を指して言うだろう)」という点から考えて、王惲の議論の背景には、たとえばクビライやコンギラト等の分地をめぐる問題があったのかもしれない。 ●爰自一『四庫全書』本は「爰」を「及」につくるが、「爰自」の「爰」は「自」(84-4の註参照)。 ●勢無(大)[不]重一原文のままでは意味が通じがたいため、ここでは仮に「大」を「不」の誤字として訳出した。なお『四庫全書』本は「大」を「太」とするが、その意図はわからない。

86-44 論服色尚白事状

(「国朝」で平出, 「天寿」で改行平出, 「宣詔」で空格)

国朝服色尚白。今後、合無令百司品官、如遇
天寿節、及円坐庁事公会、迎拜 宣詔、所衣裳服、一色皓白為正服、布
告中外、使為定制。

【訳】 服は白をたつとぶことを論じる意見書

わが王朝の服の種類は白をたつとぶ。今後様々な役所の入流官は、カアンの誕生日の集まり・車座になって序列にとらわれず行われる合議、公的集まり、叙任の詔をお受けする際、身に着ける衣服は純白を正式とし、内外に告示し、規定とさせるのがよいのではないだろうか。

【註】 ●国朝服色尚白—「服色」は貴賤に応じた衣服や装飾品の文様の規定。

85-23の「禁制異様服色」の註参照。モンゴルが白を尊ぶことについては、本案件のほかに『南村輟耕録』巻1・白道子の条も「蓋し国俗の白を尚ぶは、白を以て吉と為す故なり」という。また、『東方見聞録』カアン生誕節・元旦節の箇所は、「元正・朝会・聖節」の集まりは年に十三回あり、カアンより賜わった同色の礼服「質孫(「只孫」とも記す)衣」で参加する「質孫宴」がおこなわれたこと、特に「元正」の儀には白一色の礼服で臨み、カアン以下の老若男女が白い衣装を身に着けたことを述べる。なお、「質孫」については『元史』巻78・輿服志1・冕服・質孫の条も「質孫は、漢に言うところの一色の服なり。内庭の大宴には則ち之を服す」と述べ、「天子質孫」「百官質孫」の種類について詳しく記す。

●円坐庁事公会迎拜宣詔—「円坐庁事」「公会」の二事とした。「円坐」は、序列にとらわれず自由に坐すこと。『中堂事記』巻中・中統二年(1261)四月九日庚子の条(『秋澗集』巻81)に「諸相都省に円坐す」と言う。「円坐庁事」は、公的な集まりでありながら車座になって自由に合議すること。また「迎拜宣詔」は、「宣授」「敕授」によって与えられる叙任状を迎えうけること。なお、『元史』巻7・

世祖本紀 4・至元八年(1271)十一月乙亥の条には「劉秉忠及び王磐・徒単公履等言えらく『元正・朝会・聖節の詔赦及び百官の宣赦は、公服を具えて迎拜行礼す』と。之に従う」という記事があり、本案件の述べるところと関連する。本案件はこの前後に書かれたのかもしれない。

86-45 論百司吏員並懸書袋事状

在都百司，吏人実繁有徒，服色既無以別，察者又不復知，以致往往輕犯禁令。今後(有)〔合〕無取旧例，令吏員等人並懸書袋。

【訳】 さまざまな官庁の吏員たちは書袋を佩帯すべきことを論じる意見書
中都の官庁には実に多くの吏員がいる。服の種類に区別がないため、監察する側はその違いがわからず、禁令を軽率に犯すことがしばしばある。今後は、金朝の旧例にしたがって吏員たちすべてに書袋を佩帯させるべきである。

【註】 ●懸書袋—金朝の書袋(書類袋)の制は、『金史』卷 43・輿服志下・衣服通制の条に見える。それによれば、大定十六年(1176)、官吏と士民の服装の区別がないことを憂いた世宗によって、束帶上に佩するしるしとして採用され、職位によってその色及び材質が定められた。なお王恽は、他に『中堂事記』卷上・中統元年(1260)十月の条(『秋澗集』卷 80)でも、書袋の佩帯についての議論があったことを記す。 ●実繁有徒—『春秋左氏伝』昭公二十八年に見える「直なるを悪み正しきを醜ずるは、実に蕃(おお)くして有徒」なる表現により、孔穎達正義はこの語を「実に蕃多にして徒衆有り」と敷衍する。 ●(有)〔合〕無—『四庫全書』本により改めた。

85-46 論州県闕廡宇事状

州県見闕廡宇去处，宜官為起蓋，使有定所，及頒降戒諭聖訓，書之屏風，使朝夕仰視，知所懲勸。

【訳】 州県に役所の建物がないことを論じる意見書

現在州県において官衙の建物がないところは，官が建物をたてて，場所を定め，さらに戒諭や聖訓がくだされたならば，それらを衝立に記し，朝に夕に仰ぎ見て，いましめの心得を刻み込むようにさせるべきである。

【註】 ●州県闕廡宇—州県の役所の建物については、『元典章』巻59・工部2・造作2・公廡・随处廡宇の案件に「尚書右三部呈奉し到る都堂の鈞旨に，本部に送りたるに，擬定すらく，随路府州司県の合に設くべき廡宇の間座数目は，総府の廡宇（已に廡宇有らば起蓋するを須いず。損壊の処有らば計料して修補せよ）は，正庁一座五間七椽六椽。（後略）」とあり，規定が記載されている。 ●去处—85-1の註参照。 ●戒諭聖訓—御製御書で下された役人心得のようなもの。具体的な内容は胡祇遜『紫山先生大全集』巻23に収める「吏治雑条」のようなものであろう。皇帝が「聖訓」を頒布する習は，宋・呂祖謙『東萊集』巻9や宋・洪邁『容齋三筆』巻16・勅令格式の条が記述する「仁宗聖訓十事」「神宗聖訓」の例から見て北宋期に始まると思われる。こうした聖訓は各地で碑刻や掲示となったと推測され，元朝期の「孔子加封聖誥」等もその延長上にある企画ではあるまいか。

86-47 論器械有常課事状

器械貴堅強犀利，非限以歲月不能如法，西漢至昭宣帝間，兵甲器仗方得精粹。合無隨路置局，以常課造作，物勒工名，以考其利鈍，令達魯花赤，不

妨本職，監視成造，毎月開申功程次第，上下半年，輸納京都。

【訳】 武器にノルマを課すことを論じる意見書

武器は強く鋭利であることが重要だが，納入に期限があると水準が保てないというわけでもない。前漢は，昭帝や宣帝の頃になってやっと武具・武器の質が高くなった。鉞山・工房のある関係路に局を置き，ノルマを設け，武具・武器に職人の名を刻んでその精度を査定し，達魯花赤に自らの職務の邪魔にならない程度に監督させて，月例の報告の際に仕事量を報告させ，前後半年ほど都に輸送して納めさせるのである。

【註】 ●非限以歲月不能如法—この一句は，語法的には「非…，不…

(…でなければ…でない)」と解釈すべきだが，それでは文意をなさないように思われる。ここでは「限るに歲月を以てすれば法の如くすること能わざるに非ず」と読んだ。 ●西漢至昭宣帝間兵甲器仗方得精粹—文脈，故事ともに不明。

●物勒工名—『礼記』月令・孟冬之月の条にある言葉。 ●達魯花赤—「不妨本職」という点からすれば，「達魯花赤」は路総管府のダルガチであろう。

●毎月開申—地方の衙門は，「解」と呼ばれる所定の用紙に必要な事項を書き込み，毎月中央に報告する義務があり，これを「月申」といった。「開」は元来は，ならべる，箇条書きにする，の意で「開申」はこの「解」に書き込むこと。

86-48 論褒奨公能廉幹事状

(「聖聴」で空格)

随路府官，有廉幹政声，自民間達 聖聴者，宜降德音，特加旌擢。

【訳】 公正清廉で有能なものを奨励することを論じる意見書

関係の路や府の官員は，清廉有能で善政の評判が世間からカアンのお耳に達

した場合には、カアンがおことばを賜い、特別に世に知らしめて抜擢すべきであらう。

【註】 ●聖聰—「聖聰」の前の空格は、原文では墨釘であらわされる。ここでは、「聖聰」はカアンを指すので墨釘を空格であると考えるべきである。

●德音—本来なら改行か空格があるべき箇所。

86—49 論密院置学士事状

枢密院宜取唐故事，置学士一員，選六十已上，通達古今，曉暢軍事，及明時務知地理儒者充之，以備顧問，參謀議，或有可否，許以專達。

【訳】 枢密院に学士を置くことを論じる意見書

枢密院については、唐朝の故事を用いて、学士一人を置き、六十歳以上の、古今の故事に通じ、軍事に詳しく、今やるべきことや地理にあかるい儒者を選抜して充て、御下間に備え、はかりごとに加わらせ、決断すべきことがあれば、独断を許すべきである。

【註】 ●論密院置学士事—クビライ朝の枢密院については、『元史』卷86・百官志2・枢密院の条に以下のように記される。「枢密院。秩従一品。天下の兵甲機密の務を掌る。凡そ宮禁の宿衛・辺庭の軍翼・征討戍守・簡閱差遣・挙功転官・節制調度、之れに由らざるは無し。世祖中統四年(1263)、枢密副使二員・僉書枢密事一員を置く。至元七年(1270)、同知枢密院事一員・院判一員を置く」。『元史』世祖本紀の記述によれば、この間至元九年までの知枢密院事は、燕王真金(守中書令兼判枢密院事、中統四年五月乙酉から)・合答(同知枢密院事、至元七年五月丁未まで)・塔察兒(御史大夫同知枢密院事、至元七年八月庚辰から)であり、枢

密副使は、史天沢(至元三年二月丙寅から)・趙璧(至元四年正月辛亥から至元九年十月癸巳まで)・伯顔(至元七年二月辛未から)・張易(至元九年十月癸巳から)であった。なお、王惲には『玉堂嘉話』巻2(『秋澗集』巻94)に、唐以来の「枢府」の沿革を記した「枢府典故」なる文章がある。 ●枢密院宜取唐故事—唐代の枢密院については、『資治通鑑』巻237・唐紀53・憲宗元和三年(808)正月癸巳の条に見える「知枢密劉光琦」の原注に、以下のように言う。「代宗永泰中(765～766)、内枢密使を置き、宦者を以て之と為す。初め司局を置かずして、但だ屋三楹有りて、文書を貯うるのみ。其の職掌は惟だ奏表を受け、内中に進呈し、若し人主に処分する所有らば、則ち中書門下に宣付して施行せしむるのみ。後ち僖・昭の時、楊復恭・西門季玄宰相の権を奪わんと欲し、乃ち堂に於いて状の後に帖黄し、公事を指揮す」。また、同書巻263・唐紀79・昭宗天復三年(903)正月戊申の条には「王知古を上院枢密使と為し、楊虔朗を下院枢密使と為す」といい、その原注に「枢密を東西両院に分ち、東院を上院と為し、西院を下院と為す」とあるが、唐代にここで王惲が言及するような「学士」の制があったか否かはつまびらかでない。ここでは、直接的には遼が置いた「枢密直学士」(『遼史』巻47・百官志3・南面・南面朝官・漢人枢密院の条)を指すか。 ●備顧問参謀議—『新五代史』巻24・唐臣伝巻末に「梁の崇政使は、乃ち唐の枢密の職にして、蓋し出納の任なり。唐常に宦者を以て之と為し、梁に至りては其の禍を戒め、始めて更(あらた)めて士人を用う。其の中に顧問に備え、謀議に参(まじ)わるは則ち之れ有れども、未だ外に事を専行するを始めざるなり」とある。これによる表現であろう。

86—50 論今後師出不拘常限事状

今師出不可以秋冬為期。宜出不意，使蹂踐田苗，不得耕稼，以成彼辺困弊之漸。亦充国伐羌，李靖破梁之策也。

【訳】 今後出軍する際に慣習にこだわらないことを論じる意見書

兵をおこすのを秋冬に限ってはならない。南宋の不意について出兵し、苗を踏みこめて農作業ができないようにすることで、南宋側を次第に疲弊させるのがよい。これもまた前漢の趙充国が羌を伐ち、唐の李靖が後梁を破った策である。

【註】 ●亦充国伐羌李靖破梁之策—「充国伐羌」は、前漢の宣帝期、趙充国が七十歳にして出征し、金城郡で羌族を鎮めた故事をいう。その際に、趙充国は敵の意表について、夜陰に乗じて渡河し対岸に布陣したという(『漢書』巻69・趙充国伝参照)。また「李靖破梁」は、唐の武徳四年(621)、高祖の命により李靖が後梁の裔・蕭銑を攻めた故事をいう。李靖は秋の大水が退くのを待たず、機に乗じて夔州から長江を下り、蕭銑の不意について江陵に兵を進めた(『旧唐書』巻67・李靖伝、同巻56・蕭銑伝、『新唐書』巻93・李靖伝、同巻87・蕭銑伝等参照)。

86-51 論州県檢括僧道事状

州県宜檢括出家僧道，不(上)〔土〕着等人。有以妖術扇惑人衆，及造作偽金銀者，痛行治罪。

【訳】 州・県は僧侶・道士を登録すべきことを論じる意見書

州・県は、出家した僧侶・道士、流れ者をチェックして登録すべきである。妖術で人々を扇動したり、贋の金銀を作る者は、厳しく取り締まるのである。

【註】 ●不(上)〔土〕着等人—「上」は『四庫全書』本にしたがって「土」に改めた。「土着」については、86-35の註参照。「出家僧道」とは元来、礼部が度牒を發給して資格を認定するものであり、州県が「檢括」するべきものではない。

王暉はここで、僧形・道形の者たちから度牒のない者を「検括」することを述べている。 ●以妖術扇惑人衆及造作偽金銀者一陰陽や風水を用いて人々をだます詐欺師の類をいうのであろう。

86-52 論均平秤尺斛斗事状

書云、同律度量衡。帝舜所以資治也。今民間升斗秤尺、有出入之異、往年雖有禁令、有司減裂、竟莫曾行。今後合無製造法物、官為印烙、頒降州県、一体施行。

【訳】 度量衡を均一にすることを論じる意見書

『尚書』に「律度量衡を同(ひと)しくす」という。舜帝はそれによって世を治めたのである。いま民間の度量衡は出す時と入れる時とで秤が換わり、以前禁令が出されたというのに、役所が減茶苦茶でついぞ実行されなかった。今後、標準器を作製してお上の烙印を押し、各州県に配りあたえて、一律に実施するべきである。

【註】 ●均平秤尺斛斗事一『元典章』卷57・刑部19・諸禁・雜禁・禁私斛斗秤尺に、至元二十三年(1286)に行中書省が准けた中書省の咨文を引いて、度量衡の標準器を頒布する令が出されたものの、標準器が作製されず、民間でみだりに度量衡器が製造、使用された状況が述べられ、再度標準器を製造し頒布する令が出されている。『元史』卷105・刑法志4・禁令の条の「諸度量權衡の同しからざる者、犯人笞五十七、云々」との規定は、その刑罰規定から見てこの時に出されたものであろう。本文にいう「禁令」が具体的にいつ出されたどのようなものであるかはつまびらかではないが、上記『元典章』の記述からすると、当時、度量衡に関する同様の令が下されては実行されない、ということが度々

起こっていたのであろう。なお、『元史』世祖本紀の記述によれば、クビライ朝の度量衡に関する規定については、中統二年(1261)八月に「斗斛權衡を頒し」(巻4・世祖本紀1・中統二年八月甲寅の条)、至元十三年五月に「度量を定めた」(巻9・世祖本紀6・至元十三年五月庚子の条)ことが知られる。 ●書云同律度量衡—『尚書』舜典に見えることば。

86-53 論軍官以功贖罪事状

軍官之罪、重積如此、宜許以辺功自贖、以攻城略地伐謀用間為上、以斬將奪旗為次、餘驗所獲首級、使相当其冒名影替之數、古人所謂使功不如使過是也。

【訳】 軍官は手柄をたてて罪をあがなうことを論じる意見書

軍官の罪がかくも積み重なった場合、それが再三にわたった場合は、手柄をたてて贖罪することを許した方がよい。敵地を陥落させて占領し、敵方のはかりごとを破ってスパイを効果的に利用することを最上とし、敵將を討ち取り敵の旗を奪い取ることをそれに次ぐ功績とし、そのほか手に入れた首級を調べて、その名を騙って影替した数に充てさせるのである。これがいわゆる「功績あるものを使うより、過ちをおかしたものを許して使う方が、大きな功績をあげる」ということであろう。

【註】 ●重積如此—「重積如此」という表現が成り立つためには、前文において「重積」にかかわる言及が必要であるが、本案件にはそれがない。版刻までのどこかの段階で、原文書が切り貼りされたか、ダイジェストされたのではあるまいか。 ●伐謀用間—「伐謀」「用間」とともに『孫子』に出ることば。智謀による軍功。 ●影替—「影占襲替」といった語の省文であろう。元來兵役に

つくべき者を隠すことだと思われる。 ●使功不如使過—『後漢書』列伝第71・索盧放伝にある言葉。『旧唐書』巻67・李靖伝にもみえる。

87-1 弾順天路総管祖世傑不合支俸事状

(「大言語」で空格)

照得、尚書省劄付節該、今後官吏辨証私罪、但離本職、其禄不給。承此、今体察到、順天総管祖世傑、於至元七年〔十〕二月、為道 大言語公事、尚書刑部勾喚本官、前来帰問、至当月十七日到部、至至元八年二月二十二日、才行還府、有本官却将正二兩月俸秩、於本路尽数関支了当。事属違錯、合驗曠闕月日、於本官処、依数追理施行。

【訳】 順天路総管の祖世傑はふとどきにも俸禄を支給されたことを糾弾する意見書

尚書省の劄付に「今後、官吏の罪を吟味する際、その職を離れば俸禄を支給しない」とある。实地に調査したところ、順天路総管祖世傑は至元七年(1270)十二月に、お上を畏れぬ発言をしたために、尚書刑部に召還され、出向いて詮議された。その月の十七日に刑部に到着し、至元八年二月二十二日になってようやく順天路総管府に帰ったのに、その者は正月と二月ふた月分の俸禄を順天路からまるまる受け取った。これは誤りであるから、欠勤していた月日を調べ、順天路で計算し、祖世傑に耳をそろえて返還させるべきである。

【註】 ●順天路総管祖世傑—「順天路」は、後の保定路。内閣本『事林広記』郡邑類・天下城邑では上路。同書・官制類・外任諸衙門官職によると上路総管は正三品。 ●尚書省劄付節該—本案件が尚書省の劄付として引く一節は、文言・内容ともに重複するものが諸史料に見えない。 ●私罪—「史学指南」三罪・公罪は「公事に縁りて罪を致し私曲なき者」といい、同・私罪は「公事に

縁らず私自(ほしいまま)に犯す者、若し公事に縁ると雖も意の阿曲(よこしま)に
渉る者は亦た是なり」という。職務上やむをえない罪以外をすべて「私罪」と
いったのである。 ●至元七年〔十〕二月—『元代臺憲文書匯編』本は、後文
に「至元八年二月二十二日」および「正二兩月」の語があることによって、「二月」
を「十二月」に校訂する。これに従う。 ●為道大言語公事—「大言語」は、
「十惡」の「謀反」にあたり、不敬罪となることばを口にする事。『元典章』卷
41・刑部3・諸惡・謀反・失口道大言語の案件等参照。「大言語」は、本来空格
にすべき語ではないであろう。なお「為……事」は、文書の標題や主旨を示すこ
とば、84-5の註参照。 ●勾喚—役所に召喚すること。 ●帰問—『吏
学指南』推鞠・帰問に「趨(むか)うところを指して帰と曰う。告する所を指証し、
一に帰せしめて問うを謂うなり」とある。詮議を落着させること。 ●正二兩
月俸秩—正月と二月、ふた月分の俸禄、の謂。『元典章』卷15・戸部1・禄廩・
俸(錢)〔鈔〕・上任罷任俸例の案件は「諸官員は(月初めの)二日間を過ぎること
なく上任した場合、すでに(月初めの)五日間を過ぎて罷任した場合には、その
月の俸銭は支払われ……」とあり、就任離任の日付によって俸禄は厳密に規定さ
れていたようである。この規定に従えば、祖世傑が職を離れた至元七年十二月
の俸禄は支払われるが、それ以降の至元八年正月から至元八年二月までの俸禄
は支払われないことになるだろう。 ●尽数—85-13の註参照。 ●関支
了当—「関支」は「領取」。〔漢〕参照。「了当」は、84-1の註参照。 ●追理
—『吏学指南』徵斂差發・追理に「根究して徵納せしむるを謂うなり」とある。

87-2 論借貸飢民米粮事状

(「朝廷」「聖主」「御史臺」「聞奏」で改行平出、「省部」で空格)

切見、益都・淄萊・衛輝・洺磁等路、農民因連年蝗旱、闕乏餓粮。自去
秋至今春、剝食草木至結死、中毒病腫自縊死者、幾於百人。其壯者、迫
於飢寒、往往去為盜賊。外拋見闕食者、密州・萊陽等処二万七千餘戸、

西京一路三萬餘戶，上下累申，前後十月才聞，尚書省將三路飢民分間約量，許貸米糧接濟，却令今秋還納。而上年似此等事，依例催徵欠數，參詳，極有未當者。夫張官置吏，本以為(致)[人。至]如為郡縣者，承流宣化，牧養元元為本。主監司者，以按治撫察，問民疾苦，興利除害為務。且救荒守臣職也。今坐視民飢，大失所天。至於此極，不敢權宜，略為營救，方循守常例，行移申解，經由官府數重，至於再三，尚不獲請即救其軫死溝壑之禍，誠可痛也。又慮任內戶口流散，別致違錯，虛言安諭，隨以隣佑團甲保結，不使東西就食，它處苟延朝夕，以致殍餓死亡逃竄如此，是上慢下殘(而)[耳]，與有司殺之何異。使監司管民等官，當位食祿，何顏安處民上，而以牧養興除為治哉。夫邦以民為本，民以食為天，宰相者代天理物，下遂其宜者也。今民急如此，理合以哀痛為心，猶己飢溺，開陳事宜，作急聞奏，使

朝廷曉然知利害所在，大發倉廩，寬貸塩法，或停罷夫役，蠲除差稅，重加惠恤，以賑濟撫養為事，庶可以上副

聖主天地雨露之恩，仁民愛物之念。不務出此，視為細微，方以借貸還官為事，所謂聞荒不救，見饑不驚者也。兼所在為(□)糧多有名無實，切恐虛行了無所濟。且近年已來，為百姓貧乏，省部雖差官賑濟，止是營救一時，不見遠有安濟弭盡之方，以至於此。如西京一路，見闕食者三萬餘戶，今許借貸米糧，倉糧[斛]二萬石，約戶給七斗。家以五口為率，日食二小升，是僅能支持月餘。兼山後地寒，霜雪早至，設或天災依然，二月之外，不知復何存活，而秋田又無所望，此又當慮者。照得，前宋時，每遇水旱飢荒，必選摘京朝才幹重臣，以体量安撫為職，其一切規畫，悉以便宜從事，如富弼之活青州，韓琦之救利益，前後所活百有五十萬口，足見規為有方，雖多益辦，況二三萬之衆乎。又檢會得，金監司條例，遇災傷闕食去處，有能以物賑濟困窮，與民興利除害者，按察司保申朝廷，約量旌賞。其或今後遇有此等事理，許令守臣從長規畫營救，更乞將已借米糧，即充賑濟之物。外拋上年懸欠旧稅，截日住徵，其於官民兩

得便濟。某今当去職，有見不言，寔為負責，合行一就具呈。掬〔□〕乞
御史臺照詳，
聞奏施行。

【訳】 旱魃に罹災した人々に食糧を貸し与えることを論じる意見書

益都・淄萊・衛輝・洺磁の路にあつては、毎年の早害のために農民は食糧に
事欠き、去年の秋から今年の春までで、草木を切って食べ死んだ者、中毒に
なったり病となって首をくくった者は百人に上る。若い者は飢えに迫られてし
ばしば盜賊となる。現在食糧がない密州・萊陽の二万七千餘戸、西京路の三万餘
戸は、様々な官庁に様々に苦境を上申したが、前後十ヶ月たつてやつとお上の耳
に届く始末、尚書省は密州・萊陽・西京路三箇所の飢民を等級にわけて食糧を貸
し与え、なんと今年の秋には返納せよという。昨年も同様のことがあり、貸し付
けたものを決り通りに督促したようだが、私が思うに、これはきわめて不適當で
ある。

そもそも官吏を配置する場合には、それぞれの役人の人柄を根本とする。地
方官とは、お上の教化をうけて天下の根本たる民を育てることを基本とし、地
方を監察するものは、役人の不正を取り締まり、民の苦しみを除き利益を起こ
すことを勤めとする。しかも、飢饉から民を救うのは地方官の職務のうちであ
らう。にもかかわらず、臣下は民の苦しみを座視して根本を忘れ、この段にい
たつても応急処置をしようとせず、救済事業を行う運びとなつてやつと、文書
を何度も、役所の慣例通りに丁寧遣り取りする。書類が再三提出され、それ
でもなお「民を野垂れ死にの禍から救う緊急処置」の申請も出来ずにいるのは痛
ましい。

さらにまた、地方官は任地の人々が離散して別の問題を起こすことを心配して、
「安諭(民を慰め、指導する)」に事寄せて近隣の者に勝手に保証書を書かせる。そ
のため、食糧を求めてあちこちに流れ、辛うじて生き延びることさえ、人々は
出来ずにいる。こうして、餓死者・逃亡者が日々跡をたたない。お上のいい加

減さが民を痛めつけているのであり、これでは、官庁が人殺しを行っているのと変わらない。地方の監察官や管民官に位を与えて俸禄を出しているのに、「民の上に立って人々を育て、害を除き利を起こすことが役人の仕事だ」などと何の面目があつて言えよう。

そもそも、国家というものは民が根本であり、民は食べ物が一番大切に考える。宰相が天に代わって物資を整えてこそ、下々は自分の便宜に従うことができるのだ。いま民の苦しみはかくも深刻である。宰相はその苦しみを己の苦しみとし、現在なすべき事を述べて奏上し、帝にはっきりと利害を知っていただき、お上の蔵を開放し、塩課の徴収をゆるくし、大都城建設の労役をやめ、差税を除き憐れみを垂れ、穀類を与えて救済することを図るべきである。それでこそ主上の雨露のごとき愛民の心に沿うというものであろう。しかるに、このことに務めるどころか、小さなことばかりに目を向け、貸借物の取立てを行うばかりであるなら、「飢饉と聞いて人を救わず、現状を見ても驚かぬ者」と同じである。

しかも、各地の役所は食糧を貸し与えるといいながら多くは実質がなく、格好ばかりで全く救済事業になっていない。最近では、民の窮乏のため、六部は役人を派遣して食料の無料供給を行ったが、これらは一時しのぎに過ぎず、将来にわたつての救済策・根本的解決策のないまま今日に至っている。たとえば西京路は、食糧のないものがいま三万余戸いて、倉のマスで二万石の米糧を貸し与え、一戸ごとに算出して七斗(七十升)を供給することになった。一家に五人いるとして計算すると、小さいマスのほうで一日に二升食べるとして、たった一ヶ月あまりもつだけである。さらに、長城線の北側である西京の地は寒冷で、霜や雪は早くから降り、もし天災がこのまま続けば、官から供給された食糧が切れた二ヵ月後は生きていくすべがなく、秋の収穫も期待できないとすれば、その深刻さは憂慮すべきである。

先の宋代には、水害や旱魃の際は必ず中央にいる有能な重臣を派遣し、実地に検分させて救済策を打ったものである。様々な対策はすべて自由に差配させ、富

彌が青州(益都)を救済し韓琦が利州・成都を救援した時には、最終的には百五十万人もの人々を救った。救済策がしっかりしていれば被災民が多くても食糧は調達できるのであり、まして、たかだか二・三万人くらい何ほどのこともあるまい。

さらに、調べて見ると、金朝の地方監察官の決まりでは、災害によって食糧がない地域では、人々の困窮を救い利益を起し害を除いたものは、按察司が保証書を書いて朝廷に推薦し、功績を等級に分けて表彰したという。今後もし同様の事項があれば、便宜にしたがって救済事業を行うことを地方官に許し、すでに貸し与えた食糧は無料供出物資にして返還を要求しないことをお願いしたい。そのほか、去年から借りたままになっている税金も期限を決めて徴収を一時停止するのが官・民ともに好都合であろう。

わたくしは今、本職を去ろうとする身である。考えがありながら述べずにいることは、職務怠慢の後悔を残すので、一緒に具呈していただきたい。

この件については、御史臺はお調べのうえカアンに奏上されたい。

【註】 ●論借貸飢民米粮事状一本意見書は文中に「某今当去職、有見不言、寔為負責、合行一就具呈」といい、王惲が御史臺を去る時に書かれたものと思われる。王惲の息子・王公孺が書いた王惲の神道碑によれば、王惲は至元五年(1268)に監察御史を拝し至元九年に承直郎・平陽路総管府判官に昇ったといい、また「沢州新修天井関夫子廟記」(『秋澗集』巻36)には「某、至元九年夏四月を以て調されて平陽に官す」ともいう。とすれば、本案件は至元九年三月頃に書かれたことになろう。また、「米」は粃殻を取った穀類の謂であり、「米粮」は食用の穀物の意。『元史』巻7・世祖本紀4・至元九年二月戊戌の条に「去歳の東平及び西京等州県の旱蝗水潦を以て、その租賦を免ず」という。 ●刳食草木至結死

一「刳食草木」は「刳草木而食之」の意か。「結死」は「結生」の対語。楊維禎『鉄崖古楽府』巻7「匹鳥曲」に「結生不作白頭伴、結死須作青陵鳥」という。

●密州萊陽等処二万七千餘戸西京一路三万餘戸一「西京」については「元史」

卷7・世祖本紀4・至元七年九月の条に「西京飢え、諸王阿只吉所部に勅して、食を太原に就かしむ」、同・至元八年二月の条に「西京の飢を賑わす」とある。

●分間約量—「分間」は「分揀」とも書く。「分間」は、85-4の註参照。「約量」は、85-11の註参照。

●上年似此等事—『元史』卷7・世祖本紀4・至元七年の記事の中には、たとえば三月戊午の条には「益都・登・萊、蝗旱す。詔して今年の包銀の半を減ず」、七月乙丑の条には「山東諸路、蝗旱す。軍戸の田租を免じ、戍辺の者に糧を給す」、十月丁亥の条には「南京、河南兩路、蝗旱す。今年の差賦を十の六に減ず」、己丑の条には「山東、淄萊路の飢を賑わす」、十一月の条には「復た淄萊路の飢を賑わす」とある。

●本以為(致)[人、至]—『元人文集珍本叢刊』本は「致」が双行で「人至」になっている。これに従う。

●守臣—ここでは「外任官」の謂。

●方循守常例—「方」は「才(やっつ)」の意。

●団甲—『文献通考』卷156・兵考8・郡国兵・義勇の条は、紹興三十一年(1161)に「荊南守が民を籍して義勇とした」ことを述べ、その中で「主戸の双丁より取り、十戸ごとに甲とし、五甲を団とした」ことをいう。

●是上慢下殘(而)[耳]—『元代憲臺文書彙編』本に従う。

●作急聞奏—「作」という表現は「急聞奏」なるテクニカルタームがあったことを思わせる。また「聞奏」は、本案件の末尾に「聞奏」の表現が出てくる所では改行平出するが、ここでは空格さえ置かれない。

●寬貸塩法—「寬貸」は、大目に見ること。『史学指南』詳恕・寬貸の条は、「容緩なり。呉の孫権 劉璋を伐たんと欲するに、劉備 使いを遣して寬貸を加うるを乞う」という。よって、「寬貸塩法」は「塩課」の徴収をゆるくすることであろう。

●停罷夫役—『元史』卷7・世祖本紀4・至元七年二月丁丑の条に「歲飢を以て宮城を修築する役夫を罷む」、同・至元八年二月丁酉の条に「中都・真定・順天・河間・平灤の民二万八千餘を發して宮城を築かしむ」とあることからすれば、ここにいう「夫役」は主に大都城建設のそれを指すだろう。

●方以借貸還官為事—「方」は「このときに」といった意味だろう。

●聞荒不救見饑不驚者—『文苑英華』卷797・庠壁1・中書所収李華「政事堂記」に「聞荒不救、見饑不驚」という。

●所在為〔□〕

糧多有名無実—『四庫全書』本は「所謂貸糧多有名無実」に作る。「所在」は「所在官司」の謂であろうから、ここでは「所在為貸糧多有名無実」の意と考え、原文に〔□〕を加えた。 ●倉榼〔斛〕二万石約戸給七斗—『四庫全書』本は「倉榼」を「倉斛」に作る。文意はこれに従う。ただし、官定の升を「榼斛」という例もあるので、ここでは原文の「倉榼」を「倉榼斛」に校訂した。また、「約」は「約量」の「約」、すなわち、はかる、の意。 ●日食二小升—「小升」は、「小斗」と同様に「小さなマス」と考えるべきか。 ●兼山後地寒—ここにいう「山後」は上文にいう「西京」を指すであろう。「山後」については、86-26の註参照。 ●設或天災依然二月之外—『四庫全書』本は「二月」を「一月」に作る。 ●便宜從事—「便宜行事」ともいう。上司の判断を待たず「宜によって事を行う」こと。多くの場合、「便宜從事」の詔勅をもらって任に当たる。 ●富弼之活青州—元・葉留『為政善報事類』卷7・富活青州の条参照。 ●韓琦之救利益—『為政善報事類』卷6・視飢由己の条参照。なお、『宋史』卷312・韓琦伝は「利益」を「益利」という。「利」は利州路の謂。「益」は漢代の「益州」、すなわち成都路のことであろう。 ●雖多益辦—『漢書』卷34・韓信伝の表現を襲うだろう。 ●按察司保申朝廷—「朝廷」で改行平出するが、この「朝廷」は金朝を指し、適當ではない。 ●其或今後—この四字は、原文では双行の小字で表記される。 ●截日住徵—この四字は、一種のテクニカルタームであろう。期限を決めて一時停止すること。 ●一就—一緒に、ついでに、の意。84-2の註参照。 ●捩〔□〕乞御史臺照詳—「捩」の後に「此」が脱落していると考えられるべきだろう。

87-3 拳李戸部称職合特加龍数事状

（「戸部尚書」「尚書省」「中書門下」で空格、「国」「当国者」で改行平出）

切惟、財賦天下之大計、民部六卿之劇曹。昔李唐一代、以調度見称者、裴・劉二公而已。切見、戸部尚書李德輝、資稟忠純、精詳政体、夙夜在

公、克尽所事，而又疾邪持正，吏不敢欺。（愛）〔爰〕自歷職已來，寔為允稱，可謂蹇蹇匪躬，尽瘁於國者也。近聞，尚書省亦以喉舌得人，不許改充別職。誠然，照得唐例，如裴・劉諸人，於度支塩鉄本職上帶中書門下兼同之稱。擬尚書李德輝，官資秩理宜特加寵數，顯異良能，以慰中外之望，而當國者且復塞進賢之責矣。

【訳】 戸部尚書李德輝は重職に堪えうるため登用して特別に昇級を賜るべきことについての意見書

財務税政は国家の大計であり，戸部は六部のうちでも劇務の役所である。いにしへの唐朝一代を通して，財政運用で称えられたのは裴耀卿と劉晏のみであった。

戸部尚書李德輝は，天性の忠実純厚さをそなえ，施政の肝要に精通し，日夜公務に励み，職務に力を尽くしている。また，不正をにくみ清廉を貫いて，胥吏も彼を甘く見ることがない。今までに務めたどの職にあっても，その任をじゅうぶんに果たし，まさに「臣下が刻苦して尽くすのは自らのためではなく，お上のために尽力憔悴する」というにふさわしい。

近ごろ聞いたところでは，尚書省では重臣としての適材を得ると，そのものを他職に充てることを許さないという。それはそれで正しかろうが，唐朝の例では裴耀卿や劉晏のような者たちは，度支使や塩鉄使の職に加えて同中書門下平章事を兼帯した。戸部尚書李德輝の官位と秩禄については，お上による昇級を特別に賜り，秀でた才能を顕彰し，中外の期待にこたえるべきであろう。そうなれば，国政を担当する（尚書省の）宰相も，賢人を薦める職責を果たしたことになるのではあるまいか。

【註】 ●李戸部一文中に見える「戸部尚書李德輝」。根本史料には『国朝名臣事略』巻 11・左丞李忠宣公（德輝）に引かれる李謙「神道碑」（野齋李公撰神道碑）

の他、姚燧「中書左丞李忠宣公行狀」(『國朝文類』卷49)がある。これらによれば、彼は至元五年(1268)右三部尚書になった後、同七年以前に戸部尚書に転じ、さらに八年に參知北京行尚書省事、九年には尚書省廢止により參知北京行中書省事となっている。王惲のこの案件は「照得唐例、如裴・劉諸人、於度支塩鉄本職上帶中書門下兼同之稱」ということからすれば、戸部尚書の李德輝に宰相クラスのポストを兼帯させるべきことを述べるものであろう。とすれば、本案件の起草時期は李德輝が戸部尚書になった至元七年から、同九年正月頃までということになろう。なお王惲には他に、至元八年、李德輝が參知北京行尚書省事に赴任する際の送別詩「送李尚書仲実參知北京行省」(『秋澗集』卷16)や、彼の死後、その夢を見て作った「追悼參政李公仲実詩」及び序(同卷19)などがある。

●寵数—「数」は「礼数」の「数」。 ●調度—「調達」「調達する」の意。84-7の註参照。 ●裴・劉二公—裴耀卿・劉晏。ともに唐代に財務官僚として功があり、『旧唐書』卷48・食貨志上に「裴耀卿・劉晏・李巽の如き数君子は、時に便じて物に利し、国を富ましめて民を安んじ、世法たるに足る者なり」と称される。後文に「度支・塩鉄の本職の上に中書門下兼同の稱を帶ぶ」とあるように、劉晏は度支・塩鉄諸道鑄錢等使の職を帯びて吏部尚書・同中書門下平章事となったが、裴耀卿は黃門侍郎・同中書門下平章事に遷った際に江淮河南・轉運都使に充てられたものの、「度支塩鉄」の職を帯びて宰相職に就いたことはない。裴耀卿当時未設置だった塩鉄使が後にしばしば轉運使と兼ねられることから、王惲がこれを誤解したか、あるいは「裴」は、同じく唐代に税制改革で功をあげ、諸道塩鉄轉運等使を帯びて礼部尚書・同中書門下平章事に遷った、裴休を指す可能性もある。なお、王惲は他に「衡門行(送陳長卿)」詩(『秋澗集』卷6)にも「若し金粟に於いて例言拙きも、誰か裴劉をして調度に供せ着(しめん)という。 ●戸部尚書李德輝—ここでの空格は本来不要である。後文の「中書門下」に対する空格も同様。 ●夙夜在公—『毛詩』召南「小星」、魯頌「有駟」などに出ることば。 ●(愛)[爰]自—原文は「愛」の簡略字形に作る。『四庫全書』本によって校訂した。なお「爰自」は、「自從」の意。84-4の註参照。

- 蹇蹇匪躬尽瘁於国—「蹇蹇匪躬」は、『周易』蹇の「王臣蹇蹇，匪躬之故」に、「尽瘁於国」は、『毛詩』小雅・谷風之什「北山」の「尽瘁事国」によることば。
- 亦以喉舌得人—「喉舌」は、もとは『毛詩』大雅・蕩之什「烝民」の「出納王命，王之喉舌」に出ることばであるが，王惲「送陳尚書經略成都」詩（『秋澗集』卷15）にも，「陳尚書」を指して「暫く喉舌を辞して去（ゆ）きて辺に籌（はか）る」というように，後には特に宰相等の重臣を指して用いられる。ここで王惲が「尚書省も亦た喉舌を以て人を得」という背景には，『元史』卷205・阿合馬伝が記述する「阿合馬は私人を擢用し，部擬に由らず，中書に咨せず」というごときアフマドの専横があった。86-38の「倉庫院務」の註参照。
- 顯異良能—王惲「樂全老人説」（『秋澗集』卷46）に「宜しく名を易（か）えて以て之を顯異すべし」という。ここでの「顯異」も二字で動詞として用いられていると考えられる。
- 当国者—本来「国」で改行平出すべきものであろう。「当国者」とは，ここでは尚書省の責任者・アフマドを指し，「当国者且復塞進賢之責」は，前註にいう「阿合馬の私人の擢用」を皮肉ったもの。